

2. 他施策と連携したユニバーサルデザイン化事例

2.1. 観光推進施策と連携した事例（岐阜県高山市）

(1) 取組の背景、経緯

高山市では、観光客の減少に加え、市民の高齢化率の上昇やそれに伴う身体障害者手帳保有者の増加について課題を抱えていた。

そこで、高山市では、市民が住み良いまちにすることで、市に訪れる観光客にとっても過ごしやすいまちになると考え、平成8年に策定した第六次総合計画（平成8年～平成16年）で「安全・安心・快適なバリアフリー」のまちづくりを目指し、事業を進めることとなった。

また、平成17年度には、「住みよいまちは、行きよいまち」をまちづくりの基本理念として、第七次総合計画（平成17年～平成26年）を策定するとともに、平成16年6月に国の認定を受けた地域再生計画「誰にもやさしいまちづくり構想～福祉観光都市を目指して～」に基づいて、「高山市誰にもやさしいまちづくり条例」が制定（平成17年4月1日施行）された。これにより、高山市では、バリアは高齢者や障害者に限らず、それぞれ個人の状況によって様々であり、バリアを取り除くのではなく、いかにバリアを生まないようにするのが重要と考え、ユニバーサルデザインの考え方に基づく事業を進められることとなった。

さらに、現在は第八次総合計画（平成27年～平成36年）を策定し、「協働、創造、自立」をまちづくりの基本理念とし、6つの基本分野ごとに目標や取組みを細分化した。産業・労働分野に位置付けられている観光面では、「特色ある観光地づくり」として、誰もが安心して観光できる支援団体の育成などによるバリアフリー観光を推進することとしている。

表 2-1 高山市におけるユニバーサルデザイン化に関係した計画等の経緯

時期	計画内容
平成8年度	高山市第六次総合計画（平成8年～平成16年） ⇒「安全・安心・快適なバリアフリー」のまちづくりの推進
平成16年度	地域再生計画「誰にもやさしいまちづくり構想」の認定 ⇒「住みよいまちは行きよいまち」を基本コンセプトとした道路等のバリアフリー化促進について、国が計画を認定し支援措置
平成17年度	高山市第七次総合計画（平成17年～平成26年） ⇒「住みよいまちは、行きよいまち」がまちづくりの基本理念 「高山市誰にもやさしいまちづくり条例」制定（平成17年4月1日施行） http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1002129/1002130.html ⇒地域再生計画や総合計画に基づくまちづくり実現のための条例 ⇒ユニバーサルデザイン化の考えに基づく事業推進
平成27年度	高山市第八次総合計画（平成27年～平成36年） ⇒「協働、創造、自立」がまちづくりの基本理念 ⇒特色ある観光地づくりとして、バリアフリー観光を推進

(3) 特色ある観光地づくり



■ 飛騨民俗村

- ・ 誰もが安心して観光できる支援団体の育成などによるバリアフリー観光の推進
- ・ JR高山本線・高速バス路線・地域公共交通路線等の2次交通の強化や着地型ツアーの造成支援などによるハブ観光地化の推進
- ・ 昇龍道*や北陸飛騨3つ星街道*等の広域的な連携などによる魅力のある観光エリア・周遊ルートの形成
- ・ コンベンションやスポーツ大会の開催への支援などによる国内外のMICE*の推進
- ・ ロケツーリズム*の促進などによる新たな観光資源の発掘や観光客層の開拓

まちづくり指標

指標名	現状値 (H 25)	中間目標 (H 31)	目標 (H 36)
観光客入込者数(年間)	395 万人	452 万人	500 万人
観光客入込者数(日帰り)(年間)	197 万人	214 万人	230 万人
観光客入込者数(宿泊)(年間)	198 万人	238 万人	270 万人
観光客消費額(年間)	686 億円	790 億円	890 億円
再来訪の意向	98.7%	98%	98%

図 2-1 ユニバーサルデザイン化を踏まえた観光施策

出典：第八次高山市総合計画

(2) 取組内容

1) 道路のユニバーサルデザイン化整備

高山市では基本構想を策定していないものの、ユニバーサルデザイン化整備にあたっては、JR 高山駅を中心に約 1 キロ圏内を重点整備区域として「道路施設バリアフリー整備計画」を策定し、この区域内にある主要公共施設や福祉施設を結ぶ幹線道路及び主要商店街の幹線道路で、かつ歩行者が多い路線を対象に整備を行っている。

平成 27 年度から平成 31 年度の道路施設バリアフリー整備計画における計画路線を以下に、計画路線図を次頁に示す。

・ 事業計画

【歩車共存型道路整備】

- ①富士線 ②日枝花里線 ③朝日町神田線 ④天満上岡本線 ⑤千島花里線
⑥名田末広1号線

【歩行者移動支援施設整備】

- ⑦昭和線

【歩行空間舗装修繕】

歩車共存型道路整備の完了路線のうち、歩行空間に透水性合材等が使用された損傷の著しい路線の修繕を行う。

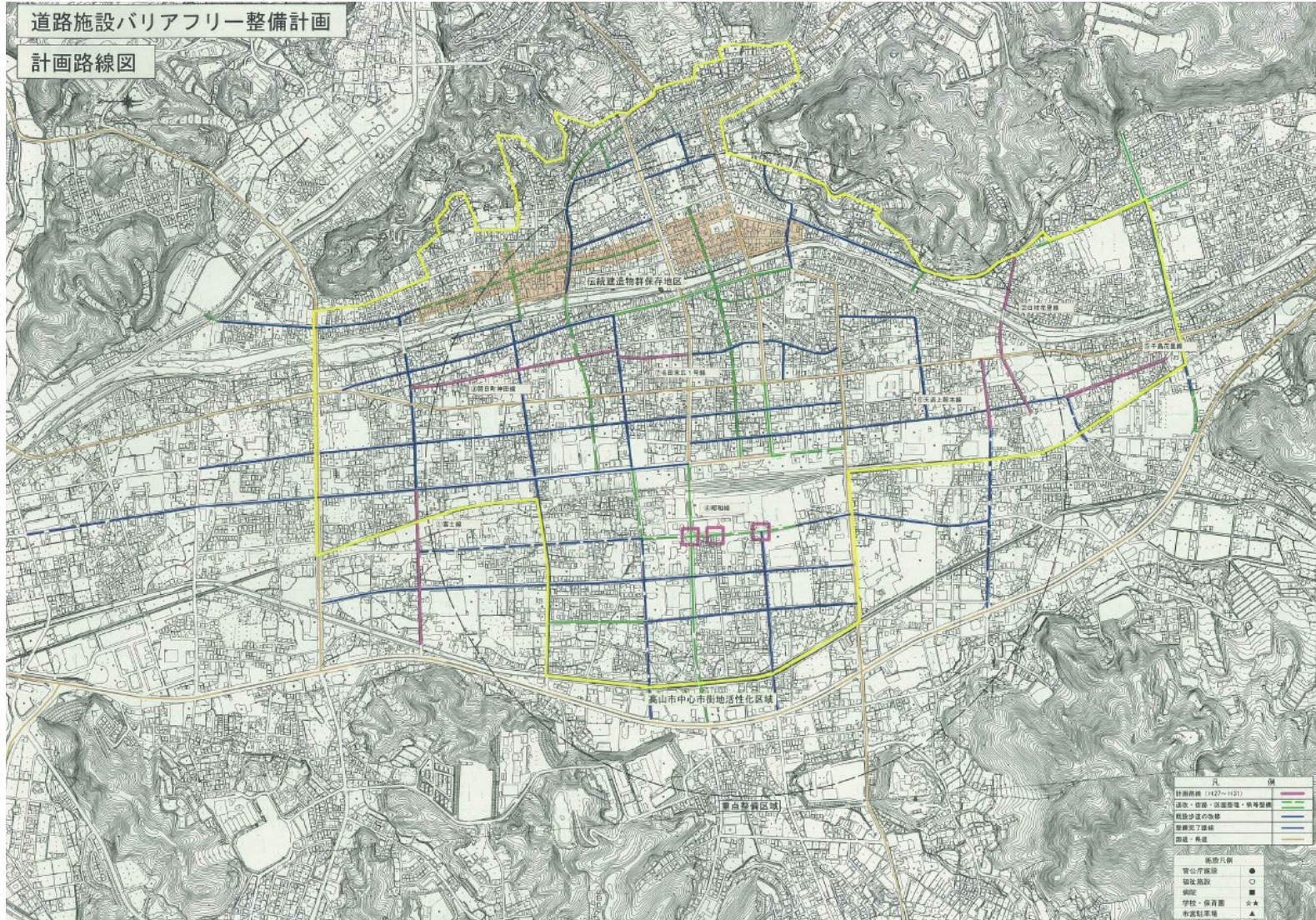


図 2-2 道路施設バリアフリー整備計画 計画路線図 (高山市)

出典：高山市資料

②富士線（歩車共存型道路整備）



整備前



整備後

②日枝花里線（歩車共存型道路整備）



整備前



整備後

写真 2-1 道路のユニバーサルデザイン化状況（高山市）

出典：高山市資料

a) 道路の路側帯のカラー化：経過措置の活用（附則 2）

中心市街地の道路においては、移動等円滑化基準に適合する 2m の歩道設置のため、用地確保が困難であった。

そのため、移動等円滑化基準の経過措置（附則 2）を活用し、自動車交通量などを勘案して既設道路幅員内で車道幅員を狭め、側溝に蓋をして路側帯を含めて歩行空間を確保するとともに、路側帯のカラー化を行い、車両の速度抑制対策を行った。



図 2-3 経過措置を活用した路側帯のカラー化（附則 2）

出典：誰にもやさしいまちづくり

b) 側溝蓋の網目の改良：基準外の整備

中心市街地では、道路横断側溝の蓋を鋼製蓋で施工している箇所が多いため、この網目に車椅子やベビーカーの車輪、視覚障害者の白杖、ハイヒール靴のかかとが落ち込んだりするなど、歩行の安全で円滑な通行に支障をきたしていた。

そのため、従来 1.5 cm であった側溝蓋の網目について改良し、1 cm 以下の細かな網目の側溝蓋への取替えを実施した。



図 2-4 側溝蓋の網目の改修（基準適用外）

出典：誰にもやさしいまちづくり

c) 融雪・発光機能がある視覚障害者誘導用ブロックの設置：基準外の整備

積雪地域である高山市では、積雪時に歩車道の境界がわかりにくく、視覚障害者誘導用ブロックが雪に埋まって見えなくなってしまう。また、夜間は横断歩道を渡ろうとする歩行者が車から見えにくいなど、夜間や積雪時において歩行者の安全で円滑な通行に課題を抱えていた。

そのため、歩車境界や視覚障害者誘導用ブロックの位置をわかりやすくする目的で、融雪・発光機能がある視覚障害者誘導用ブロックを横断歩道手前に設置した。



図 2-5 融雪・発光機能付き視覚障害者誘導用ブロックの設置（基準適用外）

出典：誰にもやさしいまちづくり

2) その他の取組み

a) モニターツアー（観光ニーズ調査）

観光地にあるバリアを障害者や高齢者、外国人などの視点から広く意見を集約し、施設改修に活かすための観光ニーズ調査として、モニターツアーを平成 8 年から平成 22 年にかけて実施した。毎年 1～2 回程度、市が用意した往復バスにより首都圏在住の障害者や高齢者、外国人などに市内観光してもらい、どこにバリアがあるか、何がバリアとなっているかなどの参加者の意見から、施設改修に活かすなど、利用者ニーズに応じたユニバーサルデザイン化推進のための取組みを行った。



写真 2-2 モニターツアーの状況（陣屋前朝市）

出典：誰にもやさしいまちづくり

b) 利用者への情報提供

観光施設に関する必要な情報が入手できるよう、市内施設への「バリアフリー観光情報端末機の設置」、まち中への「観光案内看板の設置」、「市のホームページのユニバーサルデザイン化対応」などの取組みを実施した。また、車いす利用者への支援策として「車いすおでかけマップ」を作成した。

近年では、第8次総合計画に位置付けられた特色ある観光づくりのため、「バリアフリー観光窓口の設置」（平成27年度）や、官民連携事業として、一般社団法人飛騨・高山コンベンション協会が運営する飛騨高山観光公式サイトへのバリアフリーに関する「特別サイトの設置」（平成27年度）や「観光ガイドブックの作成」（平成28年度）などの取組みを実施している。

利用者への情報提供に関する主な取組みを下表に示す。

表 2-2 利用者へのユニバーサルデザイン化情報提供の主な取組み一覧

実施項目	内容
バリアフリー観光情報端末機	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市内施設へ観光情報端末機を車いすで利用できる位置に設置 ✓ 音声や文字、手話、アニメーションによる案内が可能
多言語観光案内板	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人観光客向けに市内の約40箇所へ4言語併記の案内板を設置
ホームページのユニバーサルデザイン化対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市のホームページ全体について音声読み上げ機能や文字拡大機能を追加 ✓ 観光情報サイトでは、日本語を含め12言語対応
高山市車いすおでかけマップ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市内の車いすトイレや多目的トイレの場所を示したマップ ✓ 各施設の駐車場の有無やトイレの有無などを記載
バリアフリー観光窓口	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市内観光案内所に、バリアフリーに関する問合せに対応する窓口を設置
飛騨高山バリアフリー観光サイト	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 飛騨高山観光公式サイトに、バリアフリーに関する特別サイトを作成 ✓ 飛騨・高山コンベンション協会が運営（委託事業） ✓ 車椅子やベビーカーの貸出施設等を紹介
飛騨高山ユニバーサル観光ガイドブック	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 飛騨・高山コンベンション協会が発行（委託事業） ✓ 観光スポットにおける車椅子可能トイレや車椅子貸出施設、授乳・おむつ交換可能施設の位置を紹介

	
<p>バリアフリー観光情報端末機 出典：誰にもやさしいまちづくり</p>	<p>飛騨高山ユニバーサル観光ガイドブック 出典：高山市資料</p>
	
<p>多言語観光案内板 出典：誰にもやさしいまちづくり</p>	<p>飛騨高山バリアフリー観光サイト 出典：飛騨高山観光公式サイト</p>

写真 2-3 利用者への情報提供の取組み状況

3) 整備効果

高山市の観光客は年々増加傾向であり、「安全・安心・快適なバリアフリー」のまちづくりを目指した平成8年度からの取組みにより、様々なユニバーサルデザイン化事業を実施したことも要因の一つであると考えられる。特に50歳以上の観光客の割合が増加しており、全国的な割合を上回っている状況である。

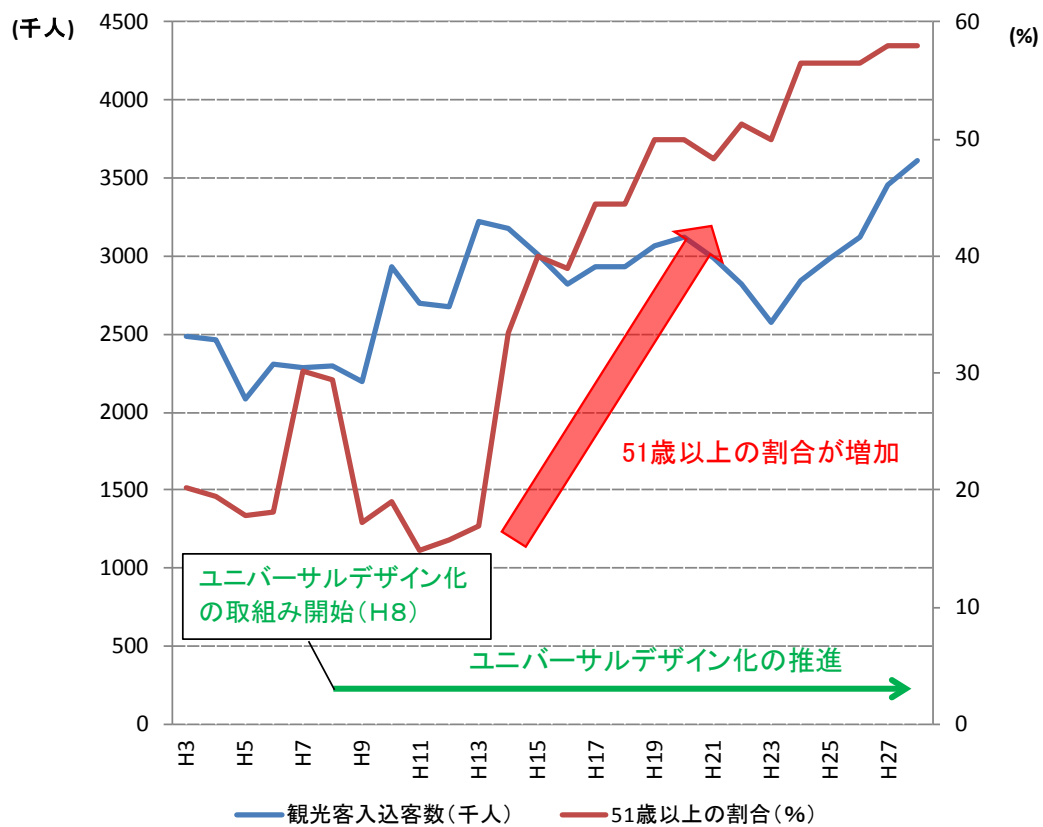


図 2-6 高山市観光入込み客の推移

出典：伊藤薫、男女・年齢別観光客の特徴とその推移—全国調査と高山市観光統計による分析—を参考に作成、2015年2016年においては高山市資料より作成

4) 参考資料

○高山市誰にもやさしいまちづくり条例

平成 17 年 3 月 28 日

条例第 62 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 6 条)

第 2 章 基本的施策(第 7 条～第 9 条)

第 3 章 施設の整備等(第 10 条～第 14 条)

第 4 章 特別特定建築物における義務等(第 15 条～第 18 条)

第 5 章 推進指針等(第 19 条・第 20 条)

第 6 章 雑則(第 21 条～第 23 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、誰にもやさしいまちづくりについて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、住む人、訪れる人、誰もが個人として尊重され、自らの意思で自由に行動し、等しく社会活動に参加する機会を有し、相互に支えあい、様々なふれあいや交流のなかで、安全に安心して快適に心ゆたかに過ごすことができるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「施行令」という。)の例による。

- (1) 高齢者、障がい者等 高齢者、障がい者、妊産婦、子どもその他日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける者をいう。
- (2) 移動等円滑化 高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- (3) 公共的施設 特定建築物、公共交通機関の施設、道路、公園その他多数の者の利用に供する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する施行令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- (5) 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定めるものをいう。

- (6) 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で施行令で定めるものをいう。
- (7) 建築物移動等円滑化基準 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する施行令で定める基準をいう。
- (8) 移動等円滑化経路 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路をいう。
- (9) 公共的車両 多数の者の利用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。
- (10) 公共的工作物 多数の者の利用に供する信号機、案内標識その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。

(平 18 条例 27・一部改正)

(基本理念)

第 3 条 市、市民及び事業者は、次に掲げる基本理念に基づき、相互に協力し、及び連携し、一体となって誰にもやさしいまちづくりを推進するものとする。

- (1) 誰もが安心して心ゆたかに過ごせるようお互いを理解し、尊重し、支えあう心を育てること。
- (2) 誰もが安全に快適に過ごせるよう利用しやすい施設や生活環境を整備すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、誰にもやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者の誰にもやさしいまちづくりに関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、必要に応じて支援するものとする。
- 3 市は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、誰にもやさしいまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に誰にもやさしいまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する誰にもやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、誰にもやさしいまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に誰にもやさしいまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する誰にもやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。
- 3 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(支えあう心の育成)

第7条 市は、誰にもやさしいまちづくりについて、市民及び事業者が理解を深め、相互に支えあう心を育成するため、市民意識の高揚、教育の充実、ふれあいや交流の促進その他必要な施策の推進に努めるとともに、あらゆる分野の施策の推進にあたって、高齢者、障がい者等に配慮するものとする。

(地域福祉の推進等)

第8条 市は、誰もが健康で生きがいをもって安心して過ごすことができるよう地域福祉の推進、子どもが健やかに育つ環境の整備、ボランティア活動の促進、健康づくり活動の充実、福祉、保健及び医療サービスの充実その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(安全の確保等)

第9条 市は、誰もが安全に快適に過ごすことができるよう消防、防災、交通安全その他日常生活及び社会生活における安全の確保に努めるとともに、情報の提供、地域ぐるみの雪対策、個人の特性に応じたサービスの提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

第3章 施設の整備等

(公共的施設の整備)

第10条 公共的施設を建築(新築、増築、改築及び用途を変更することをいう。以下同じ。)し、新設し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをしようとする者は、当該施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的工作物の整備)

第11条 公共的工作物を設置し、又は管理する者は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(交通環境の整備)

第12条 市は、高齢者、障がい者等が安全に安心して移動できるよう公共交通機関を中心とした交通体系の整備、公共的施設への移動経路の整備その他必要な施策の推進に努めるものとする。

2 公共的車両を所有し、又は管理する者は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅及び居住環境の整備等)

第13条 市民は、その所有する住宅を現在及び将来にわたって安全に快適に生活できるよう整備及び維持に努めるものとする。

2 市民は、その居住する地域において、高齢者、障がい者等に配慮した居住環境の整備及び維持に努めるものとする。

3 住宅を供給する事業者は、高齢者、障がい者等が安全に快適に生活できるよう配慮された住宅の供給及び居住環境の整備に努めるものとする。

(認定証の交付)

第 14 条 市長は、市民及び事業者が公共的施設等(公共的施設、公共的工作物及び公共的車両をいう。)を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備していると認めるとき、又は市長が別に定める基準に適合するサービスを提供していると認めるときは、規則で定めるところにより、証票(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 認定証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第 4 章 特別特定建築物における義務等

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第 15 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校(施行令第 5 条第 1 号に規定する特定建築物を除く。)
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(施行令第 5 条第 9 号に規定する特定建築物を除く。)

(平 18 条例 27・一部改正)

(特別特定建築物の建築の規模)

第 16 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物(前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。)の建築の規模は、別表の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が同表右欄に掲げる数値であることとする。

(平 18 条例 27・一部改正)

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第 17 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げるものとし、構造及び配置に関する基準は、規則で定める。

- (1) 階段
- (2) 便所
- (3) 浴室等(浴室又はシャワー室をいう。)
- (4) ホテル又は旅館の客室
- (5) 移動等円滑化経路

(平 18 条例 27・一部改正)

(適用除外)

第 18 条 第 15 条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障がい者等が特別特定建築物を円滑に利用できると認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

第5章 推進指針等

(推進指針)

第19条 市長は、誰にもやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 誰にもやさしいまちづくりに関する目標
- (2) 誰にもやさしいまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、市民及び事業者が一体となって誰にもやさしいまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、誰にもやさしいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために重要な事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項に規定する高山市誰にもやさしいまちづくり推進会議に諮るものとする。

(誰にもやさしいまちづくり推進会議)

第20条 誰にもやさしいまちづくりの推進について調査審議するため、高山市誰にもやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 推進指針に関すること。
- (2) 認定証の基準に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、誰にもやさしいまちづくりの推進に関すること。

3 推進会議は、必要に応じ、誰にもやさしいまちづくりの推進について、関係者から意見を聴くことができる。

4 推進会議は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 事業者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

6 委員は、非常勤とする。

7 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 推進会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

9 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

10 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6章 雑則

(調査研究)

第 21 条 市は、誰にもやさしいまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 22 条 市は、誰にもやさしいまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる状況であるかを把握するとともに、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 16 条関係) (平 18 条例 27・一部改正)

特別特定建築物	床面積の合計	
学校	規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。	
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)		
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
博物館、美術館又は図書館		
郵便局、銀行		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
公衆便所		
診療所(患者の収容施設がないものに限る。)		500平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店		
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗		
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)		
集会場又は公会堂	1,000平方メートル	
展示場		
体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボート場その他これらに類する運動施設		
ホテル又は旅館		

2.2. 美観地区における観光施策と連携した事例（岡山県倉敷市）

(1) 取組の背景、経緯

倉敷市では、平成18年3月に「ひと、輝くまち倉敷。」を基本理念に、倉敷市交通バリアフリー基本構想を策定した。基本構想では、基本方針の一つとして、「おもてなし」の視点から来訪者が周遊観光を楽しめるようなユニバーサルデザイン化の推進を掲げており、観光施策とも連携した整備を進めることとした。

基本構想において、重点整備地区に指定した倉敷駅周辺地区では、地区内に県内有数の観光地で歴史的景観を有する美観地区があり、美観地区をバリアフリーの視点から総合的に検討を行う地区として位置付け、また駅から美観地区を結ぶ道路を生活関連経路として設定（参考資料参照）した。

しかし、美観地区は歴史的景観を保全する伝統的建造物群保存地区¹に指定されていることもあり、狭小な幅員や路面の凹凸のある道路が存在し、多くの歩行者や自転車も通行することから、歴史的景観や町並みを守りつつ、安全で安心な歩行空間を確保する必要があった。また、視覚障害者に配慮した誘導案内が不足しているなど、バリアフリーに関する多くの課題を抱えていた。

そこで、倉敷市では、美観地区全体を生活関連施設として面的なユニバーサルデザイン化を図ることとし、多様な人々の視点を踏まえ、市民、事業者（観光、商業など）、行政が協働で「バリアフリー化」、「景観保全」、「観光まちづくり」の3視点からソフト、ハードの両面での総合的な対策を検討し、平成20年3月に「美観地区バリアフリー整備計画」を策定した。

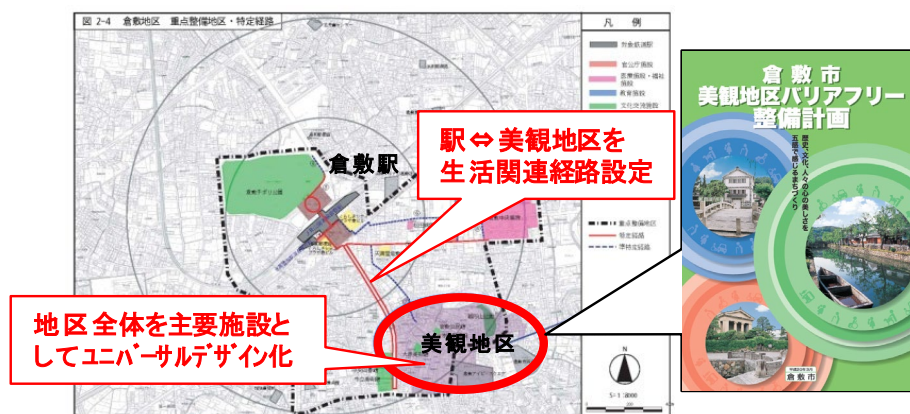


図 2-7 倉敷市交通バリアフリー基本構想

出典：倉敷市交通バリアフリー基本構想より作成

¹ 城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度で、保存条例に基づく保存計画を定めた市町村からの申請を受けて国が地区を指定（文化庁ホームページより）

美観地区バリアフリー整備計画の策定にあたっては、多様な人々の視点を踏まえるため、学識経験者、美観地区内の関係者、高齢者、障害者、観光施設関係者などからなる「美観地区バリアフリー整備事業検討会」（参考資料参照）を計5回開催し、また市民への「アンケート調査」や市民参加によるフィールドワーク（観光体験）を含めた「ワークショップ」を行うなど、幅広い分野や人から意見を集約し、計画へ反映した。



観光体験

ワークショップ

写真 2-4 ワークショップの状況

出典：倉敷市美観地区バリアフリー整備計画

また、具体的な整備を展開していくにあたり、市民、事業者、行政それぞれの役割分担を明確にし、互いの協力体制を構築できるような仕組みとするため、また策定後も事業の進捗確認や事業の見直しなどを議論し、持続的な事業推進体制を構築するため、民間団体が主導して「倉敷美観地区バリアフリー推進会議」を立ち上げ、PDCAサイクルを確立している。（参考資料参照）

倉敷美観地区バリアフリー推進会議では、単純な事業進捗の確認だけではなく、「まちあるき」による整備箇所の確認・意見集約や道路のデザインに対する提言などを行っており、官民一体となった事業推進を実施している。

表 2-3 美観地区における各主体の役割と協力・連携のあり方

主体	役割と協力・連携のあり方
市民	美観地区のバリアフリー化について理解し、ボランティアガイドの取り組みをはじめ、声かけ、介助のお手伝いなど、“おもてなし”を中心に役割を担います。また、事業者、行政等が実施する整備事業を理解し、協力します。
事業者	美観地区のバリアフリー化について理解し、管理施設や備品などのバリアフリー整備について取り組んでいきます。また、声かけ、介助など“おもてなし”を行っていきます。また、市民、行政が実施するバリアフリー整備事業を理解し、協力します。
行政	美観地区のバリアフリー化の必要性について広報、啓発を行い、公共空間のバリアフリー整備を推進します。また、市民、事業者が実施する事業について、適切な情報や技術の提供など支援していきます。また、市民、事業者、行政の事業間の連携が図れるよう調整役を務めます。

出典：倉敷市美観地区バリアフリー整備計画



写真 2-5 倉敷美観地区バリアフリー推進会議の状況

出典：倉敷市美観地区バリアフリー整備計画

○本町7号線



- 現況
- 段差処理**：排水溝はL型（ただし、立ち上がりはバリアフリーに支障のない程度）を使用
 - 安全対策**：石を組み合わせたL型側溝で、道の端を歩道（幅70～80cm程度）のように演出
路地との交差点では、道の端の舗装パターンを工夫
 - 色味・素材**：できるだけ大振りな自然石を使用する

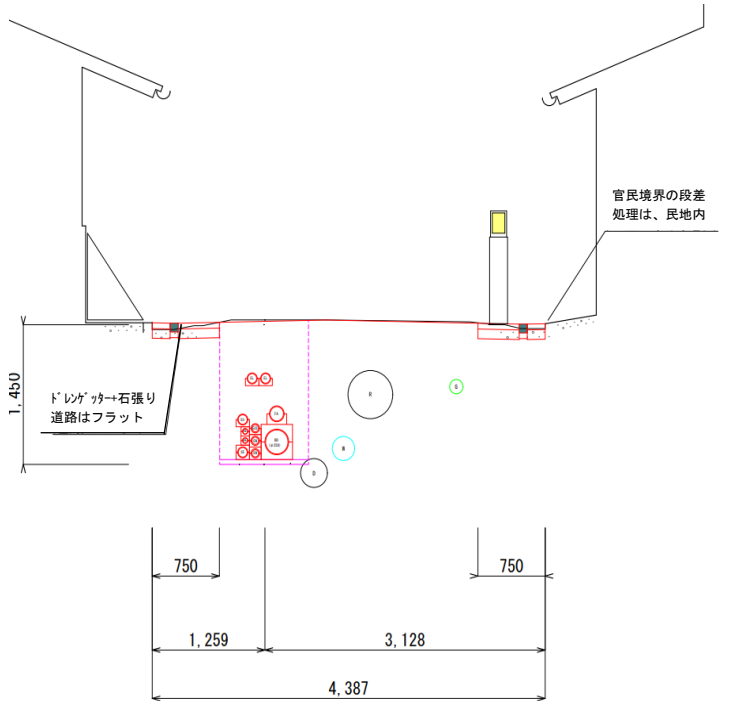


図 2-8 道路のデザインへの提言の一例

出典：平成21年度倉敷美観地区バリアフリー推進会議資料より作成

表 2-4 倉敷市美観地区のユニバーサルデザイン化に関係した計画等の経緯

時期	計画内容
平成18年3月	倉敷市交通バリアフリー基本構想 ⇒基本方針の一つとして、「おもてなし」の視点から来訪者が周遊観光を楽しめるようなユニバーサルデザイン化の推進 ⇒美観地区は、バリアフリーの視点から総合的に検討を行う地区として位置付け
平成20年3月	倉敷市美観地区バリアフリー整備計画 ⇒市民、事業者（観光、商業など）、行政が協働で「バリアフリー化」、「景観保全」、「観光まちづくり」の3視点から対策検討
平成20年8月	美観地区バリアフリー勉強会 ⇒民間団体の主催で地元関係者、観光関係団体、障がい者団体等が意見交換を実施
平成20年11月	倉敷美観地区バリアフリー推進会議発足 ⇒勉強会の継続実施の要望があり、民間主導のよる会議が発足（行政はオブザーバー）し、以降、年1回以上の開催

(2) 取組内容

1) 整備計画

倉敷市美観地区では、技術面、予算面等から、全ての整備を一度に実施することが困難であるため、ユニバーサルデザイン化を段階的に取組んでいる。ユニバーサルデザイン化整備を先行して取り組む範囲と経路、施設を以下のとおり設定し、順次、取組みを広げていった。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進範囲：美観地区を中心に、周遊・散策に利用される道路を含む、明確に区分できる範囲 ・ 先行範囲：美観地区の中で、モデル的に先行してバリアフリー化を図る範囲 ・ 主要経路：美観地区の散策、周遊の中心的な動線であり、バリアフリー化を先行的に取り組む経路 ・ 関連経路：関連事業と連携し、バリアフリー化を先行的に取り組む経路 ・ 主要施設：バリアフリー化推進範囲内にある不特定多数が利用する施設

また、環境保全との調和を図りながらユニバーサルデザイン化に取り組むため、ハード事業に加えてソフト事業両面での取組みを実施した。ソフト事業については、ハード事業では実施できない観光案内や交通規制、バリアフリー情報の提供などを実施し、最優先事項としている。美観地区バリアフリー整備計画に位置付けられた道路等の公共施設における整備事業一覧を次項に、その位置図を次々項に示す。

表 2-5 道路等の公共施設におけるユニバーサルデザイン化事業

観光行動	成果目標	事業メニュー		整備対象	数量・規模	整備時期		事業主体
		ハード整備	ソフト整備			第Ⅰ期	第Ⅱ期	
周遊・散策する	だれもが安心して、周遊・散策できる。	1. 景観保全と調和した倉敷川への転落防止への試行的整備		主要経路(倉敷川畔)	L=250m *両側		○	倉敷市
		2. バリアフリーモデルルートの整備 (路面の凹凸、中橋の段差の改善など)		主要経路		○		倉敷市
		3. 新溪園の周遊・散策ルートの充実		新溪園		○		倉敷市 施設管理者
		4. 電線類地中化等による歩行空間の確保		主要経路・関連経路	L=1,120m	○		倉敷市
			5. 交通規制等による歩車共存道路化への取組み	主要経路、関連経路		○		倉敷市
		6. 既存サインの改善(文字の大きさ、多言語表記など) *倉敷駅周辺誘導案内施設整備事業に基づく改善		推進範囲全域		○		倉敷市
		7. 新しい誘導案内システムの導入検討		推進範囲全域			○	倉敷市
			8. 観光介助ボランティア制度の導入	推進範囲全域			○継続実施	倉敷市 倉敷ボランティア協会
憩う	だれもが自分のペースで周遊・散策できる。	9. 観光案内所の機能充実(倉敷館の新たな活用、バリアフリー化の検討)		倉敷館		○		倉敷市
		10. 休憩場所(ベンチ)の増設		先行範囲・主要経路		○		倉敷市 施設管理者
施設に入る(入口)	だれもが施設にスムーズに入れる。 おもてなしの心が伝わる。	11. 入口の段差解消(スロープの設置など)		先行範囲内主要施設			○	施設管理者
			12. 伝統的建造物群を構成している建築物については、ポータブルスロープの設置	先行範囲内主要施設		○		施設管理者
			13. 補助犬同伴可ステッカーの掲示	先行範囲内主要施設			○継続実施	(社)倉敷観光IPバ'ツヨグ'ユ-0- 施設管理者
			14. (仮称)ウエルカムステッカーの掲示 (筆談、介助などの対応可能なことを示す)	先行範囲内施設			○継続実施	(社)倉敷観光IPバ'ツヨグ'ユ-0- 施設管理者
トイレを使う	だれもが安全、快適にトイレを利用できる。	15. 多目的トイレの機能の充実 (オストメイト対応、視覚障害者対応など)		先行範囲内の多目的トイレ(倉敷館等)		○		倉敷市
		16. 既存トイレのバリアフリー化 (入口段差解消、洋式トイレの設置、手すりの設置など)		推進範囲内のトイレ			○	倉敷市 施設管理者
			17. (仮称)おもてなしトイレ制度の導入 (民間トイレの開放)	先行範囲内主要施設			○継続実施	(社)倉敷観光IPバ'ツヨグ'ユ-0- 施設管理者
情報を得る	だれもが事前に美観地区の情報を知ることができる だれもが美観地区で必要な情報を知ることができる		18. ホームページによる事前情報提供の充実	—			○継続実施	倉敷市
			19. (仮称)おもてなしマップの作成 (バリアフリー情報、バリア情報の提供)	—			○継続実施	倉敷市 (社)倉敷観光IPバ'ツヨグ'ユ-0-
		20. (仮称)まちなみ解説板の整備(倉敷の歴史や文化、景観などについて、文字や音声で提供するもの)	—			○		倉敷市 (社)倉敷観光IPバ'ツヨグ'ユ-0-
	21. 観光ボランティアガイドの充実	—				○継続実施	倉敷ボランティア協会 (社)倉敷観光IPバ'ツヨグ'ユ-0-	

第Ⅰ期：3年以内に着手するもの 第Ⅱ期：5年以内の着手をめざすもの

出典：倉敷市美観地区バリアフリー整備計画

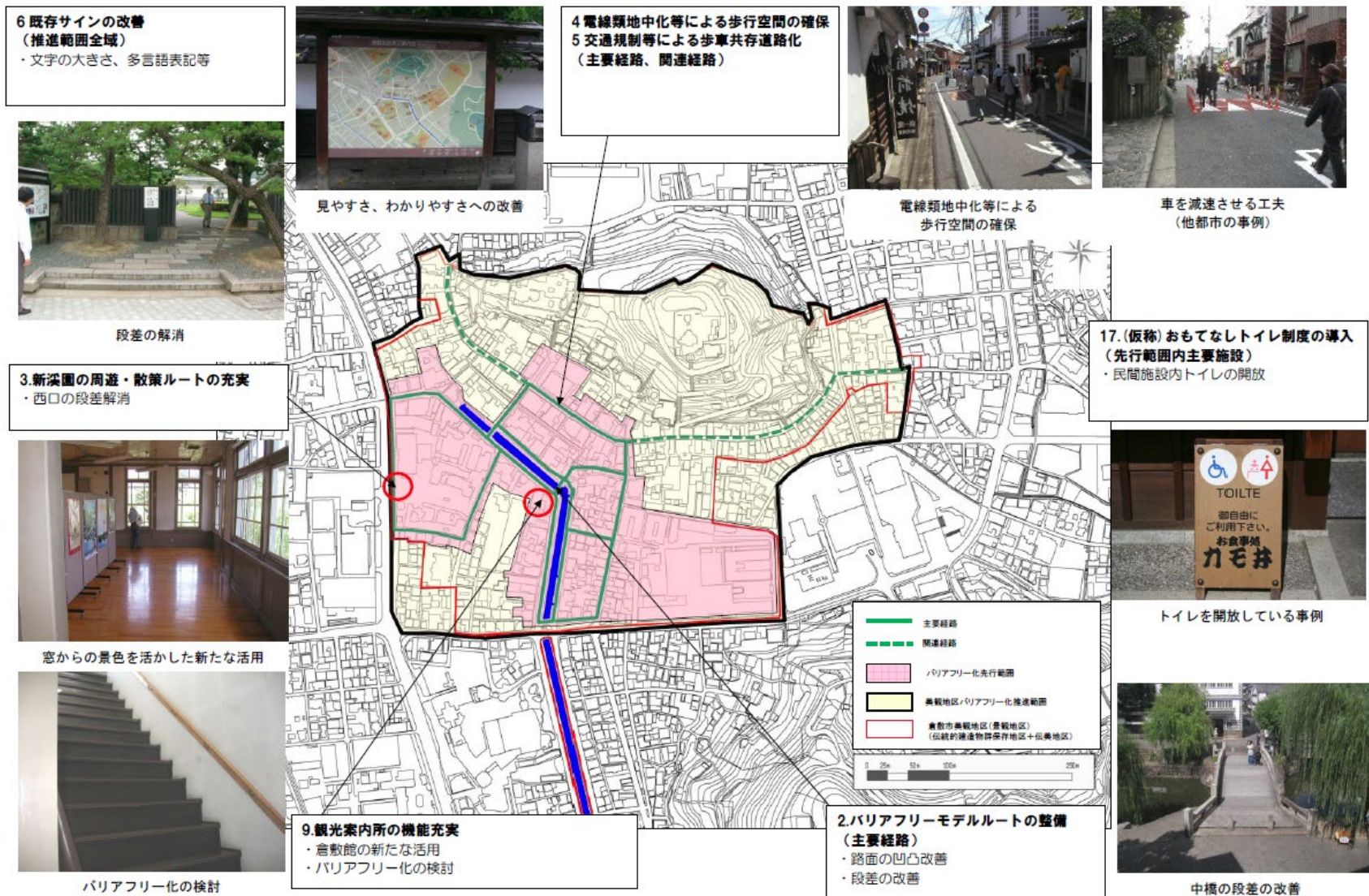


図 2-9 道路等の公共施設におけるユニバーサルデザイン化事業の箇所図

出典：倉敷市美観地区バリアフリー整備計画

2) 道路のユニバーサルデザイン化整備

a) 無電柱化、路側帯の色彩工夫（経過措置の活用：附則2）

美観地区では、歴史的景観を生かすため、狭小な現況幅員内での限られた空間での無電柱化と歩行空間の確保が課題であった。

無電柱化に際しては、コンパクトでコスト削減が可能となる浅層埋設方式を採用し、歩行空間を確保した。また、道路端部に天然石を用いて舗装パターンを工夫することで、景観への配慮した歩行空間の明確化や車両の速度抑制対策を行った。



写真 2-6 無電柱化整備の状況



写真 2-7 道路端部への天然石使用状況

出典：国土交通省資料

さらに、施設との段差を解消するとともに、適切な排水を両立する排水溝（ドレンゲッターや立ち上がりの小さいL型側溝等）を採用するなど、きめの細かいユニバーサルデザイン化を実現した。

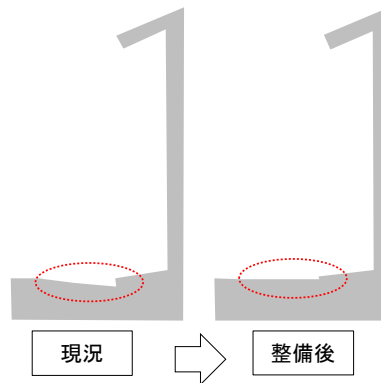


図 2-10 施設との段差解消イメージ

出典：倉敷美観地区バリアフリー推進会議資料

b) 歩行者自転車専用道路（車両の通行規制）

屈曲・狭隘部のすれ違いや送迎タクシーの通行箇所などについては、車と歩行者との錯綜が懸念され、事故等につながる恐れがあった。



写真 2-8 車と歩行者の錯綜状況 出典：倉敷美観地区バリアフリー推進会議資料

そのため、一部区間では、時間規制（午前7時～翌朝午前4時）による歩行者自転車専用道路化を行い、車両進入は許可車両を除き禁止としている。



写真 2-9 通行規制標識

3) ソフト対策

一方ソフト面では、文化財保護の観点から改修が難しい施設内部など、ハードでは対応しきれない箇所について、人の手によるサポートで解消するため、サポートする人材を育てる「おもてなしマイスター制度」の導入を図り、これまでに554人を認定し、地区全体のバリアフリー観光を進めている。

また、トイレの情報や推奨経路などバリアフリー情報を掲載した観光マップを公表している。



図 2-11 ソフト面での主な取組み

(3) 効果

観光地である美観地区の景観等に配慮しながら、ハード・ソフトの両面から、官民一体となったユニバーサルデザイン化を実施したことにより、障害者や高齢者にも安心して観光できる環境が整っている。

美観地区に訪れる観光客数は、倉敷市全体や県全体が横ばいか減少傾向化にあるなか、増加傾向にあり、観光施策と連携したユニバーサルデザイン化を行ったことも要因の一つであると考えられる。

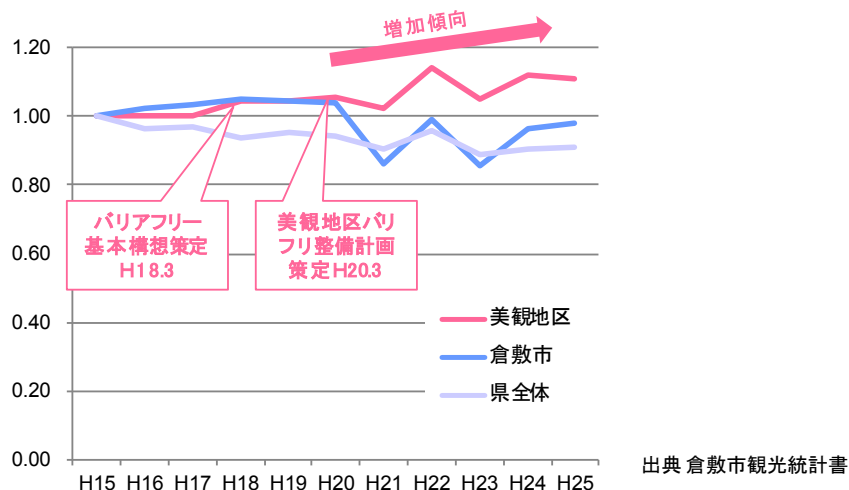


図 2-12 観光入込客数の推移 (H15の観光入込客数を1とした値)

(4) 参考資料

○倉敷市交通バリアフリー基本構想

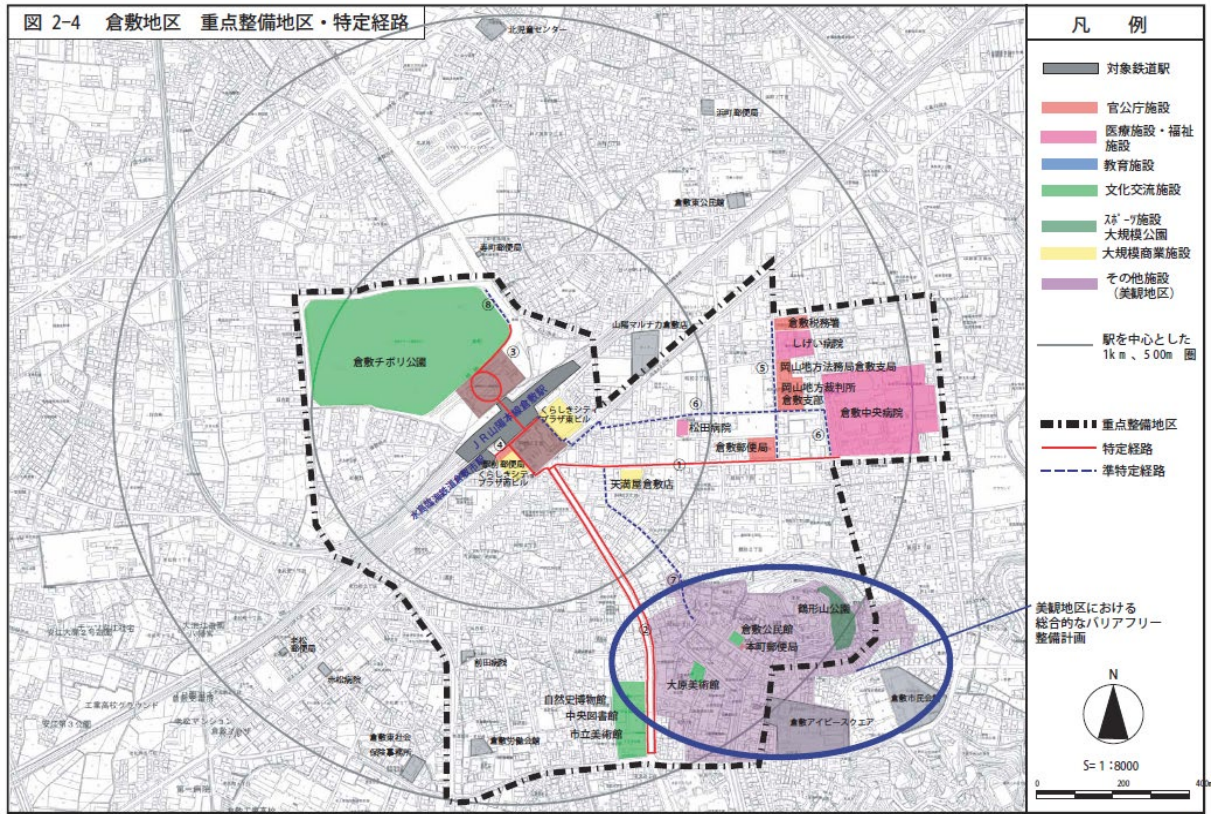


図 2-13 倉敷地区 重点整備地区

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/8319/kurasiki-tokuteikeiro.pdf>

○倉敷市美観地区バリアフリー整備計画

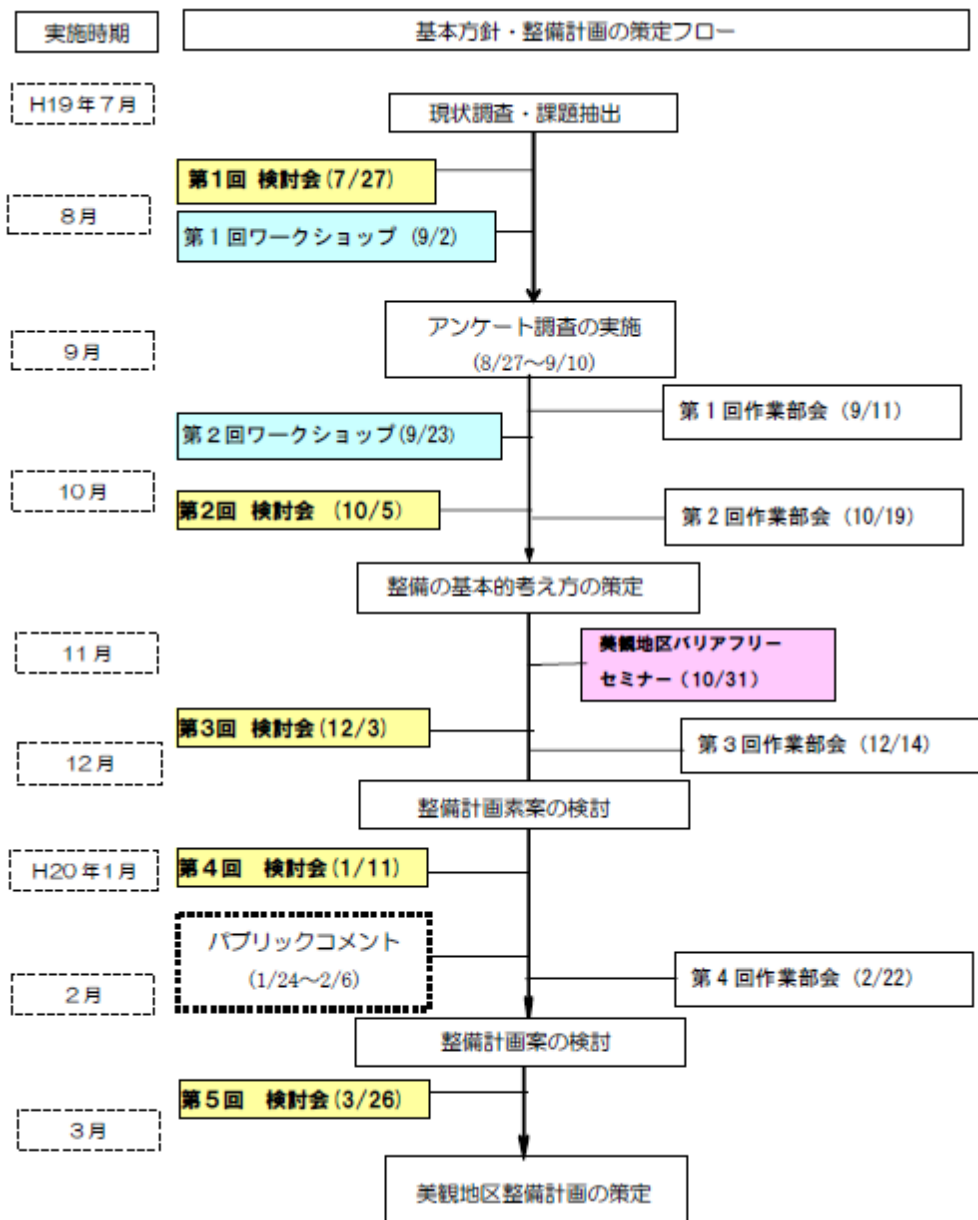


図 2-14 倉敷市美観地区バリアフリー整備計画策定フロー

出典：倉敷市美観地区バリアフリー整備計画

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/7200/bikantiku-gaiyou.pdf>

表 2-6 美観地区バリアフリー整備事業検討会 委員名簿

区 分	氏 名	団 体 ・ 職 名 等
学識経験者	新 田 保 次	大阪大学 大学院工学研究科教授
市民代表	古城デイジー	
	長 沼 眞智子	
各種団体等代表者	松 尾 居津江	倉敷地区老人クラブ連合会理事
	藤 原 智 之	倉敷市身体障害者福祉協会連合会事務局長
	片 岡 美佐子	倉敷市視覚障害者協会会長
	大 塚 文 子	倉敷ボランティア協会
	岡 浩 二	(社) 倉敷観光コンベンションビューロー事務局長
	吉 本 豪 之	倉敷商工会議所 観光委員会委員
関係行政機関の職員	難 波 洋 二	経済局観光部長
	武 内 三 郎	保健福祉局福祉部長
	八 木 實	教育委員会生涯学習部長
	若 林 修	建設局都市計画部長

出典：倉敷市美観地区バリアフリー整備計画

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/7200/bikantiku-gaiyou.pdf>

○倉敷美観地区バリアフリー推進会議

表 2-7 倉敷美観地区バリアフリー推進会議 委員名簿

区 分	氏 名	団 体 ・ 職 名 等
各団体等代表	☆長 沼 真智子	伝統的建造物群等保存審議会委員 倉敷伝建地区をまもり育てる会理事
	★岡 浩 二	(社)倉敷観光コンベンションビューロー事務局長
	★藤 原 智 之	倉敷市身体障害者福祉協会連合会事務局長
	松 尾 居津江	倉敷地区老人クラブ連合会理事
	片 岡 美佐子	倉敷市視覚障害者協会会長
	大 塚 文 子	倉敷ボランティア協会
	野 嶋 雅 弘	倉敷本通り商店街会長
	虫 明 優	(財)大原美術館副館長
	豊 島 健 二	倉敷商工会議所 観光委員会委員長 ㈱倉敷国際ホテル取締役社長
	小 林 清 彦	㈱倉敷アイビースクエア 取締役社長
	古城 デイジー	倉敷市教育委員会指導平和交流推進室ボランティア 国際交流団体「倉敷フィリピーノサークル」所属
高 尾 肇	倉敷市社会福祉協議会総務課長	
事務局		倉敷伝建地区をまもり育てる会
		(社)倉敷観光コンベンションビューロー
		倉敷市身体障害者福祉協会連合会

☆座長 ★副座長

アドバイザー	新 田 保 次	大阪大学大学院工学研究科教授
	青 木 陸 祐	川崎医療福祉大学医療福祉デザイン学科准教授
	河 田 育 康	倉敷市副市長
	石 塚 裕 子	技術士(建設部門:都市及び地方計画)
オブザーバー		交通政策課
		文化財保護課

出典：倉敷美観地区推進会議準備会資料

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/29872/bariafree-town-01.pdf>

2.3. 姫路駅周辺地区におけるコンパクトシティ施策と連携した事例（兵庫県姫路市）

(1) 取組の背景、経緯

姫路市では、姫路駅周辺地区において、鉄道による南北地域の分断が街の発展を大きく阻害していた。

このため、昭和 48 年に J R 山陽本線等姫路駅付近連続立体交差事業を核とした姫路駅周辺土地区画整理事業、関連道路事業からなる姫路駅周辺の総合整備事業についての基本構想を定めた。しかし、事業が長期化（昭和 48 年に構想策定、平成元年事業着手、平成 23 年高架化完了、平成 20 年から駅前整備に着手し平成 27 年完成、土地区画整理事業は平成 33 年完了予定）したこと、バブル経済の崩壊や人口減少など社会・経済状況の変化に対応が求められ、構想策定時の自動車交通を優先した整備から公共交通や人を優先した整備にシフトすることとなった。

特に、駅前広場の再整備計画については、平成 18 年ごろから交通結節点機能の向上に加え、富山市におけるコンパクトシティの事例などから、広場空間を歩行者優先・利用活性化する潮流に合わせ、駅前広場内に活用空間として芝生広場などを設置した交流・賑わい空間の色合いも強く意識することとなった。平成 21 年には「公共交通を中心とした姫路市総合交通計画」を策定し、クルマ中心の交通体系から環境や人に優しい公共交通中心の交通体系への移行を目指すとともに、ユニバーサルデザイン化の取組みに関しても、平成 23 年に「姫路市バリアフリー基本構想」を策定し、旅客施設や道路などのユニバーサルデザイン化のための具体的な施策を明確にし、取組みを進めることとなった。

このような背景から、バスやタクシー乗り場の分散により、歩行者が通りにくく車両と交錯しやすい状況にあり、歩行空間の確保や駅から公共交通や各施設等への利便性の向上が課題であった姫路駅前地区において、駅前道路のトランジットモール化を行うことになった。また、トランジットモール化に合わせて、「姫路市バリアフリー基本構想」でも位置付けられている道路のユニバーサルデザイン化についても整備が実施されることとなった。



図 2-15 姫路駅周辺のトランジットモール化概要

出典：姫路市提供資料

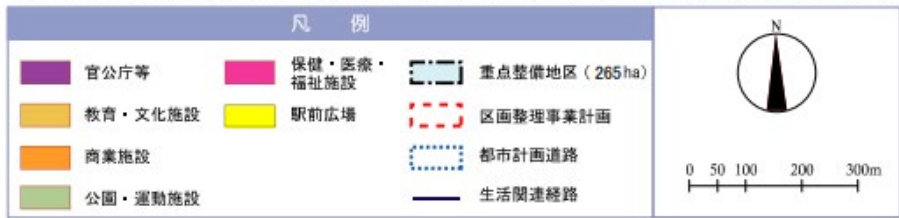
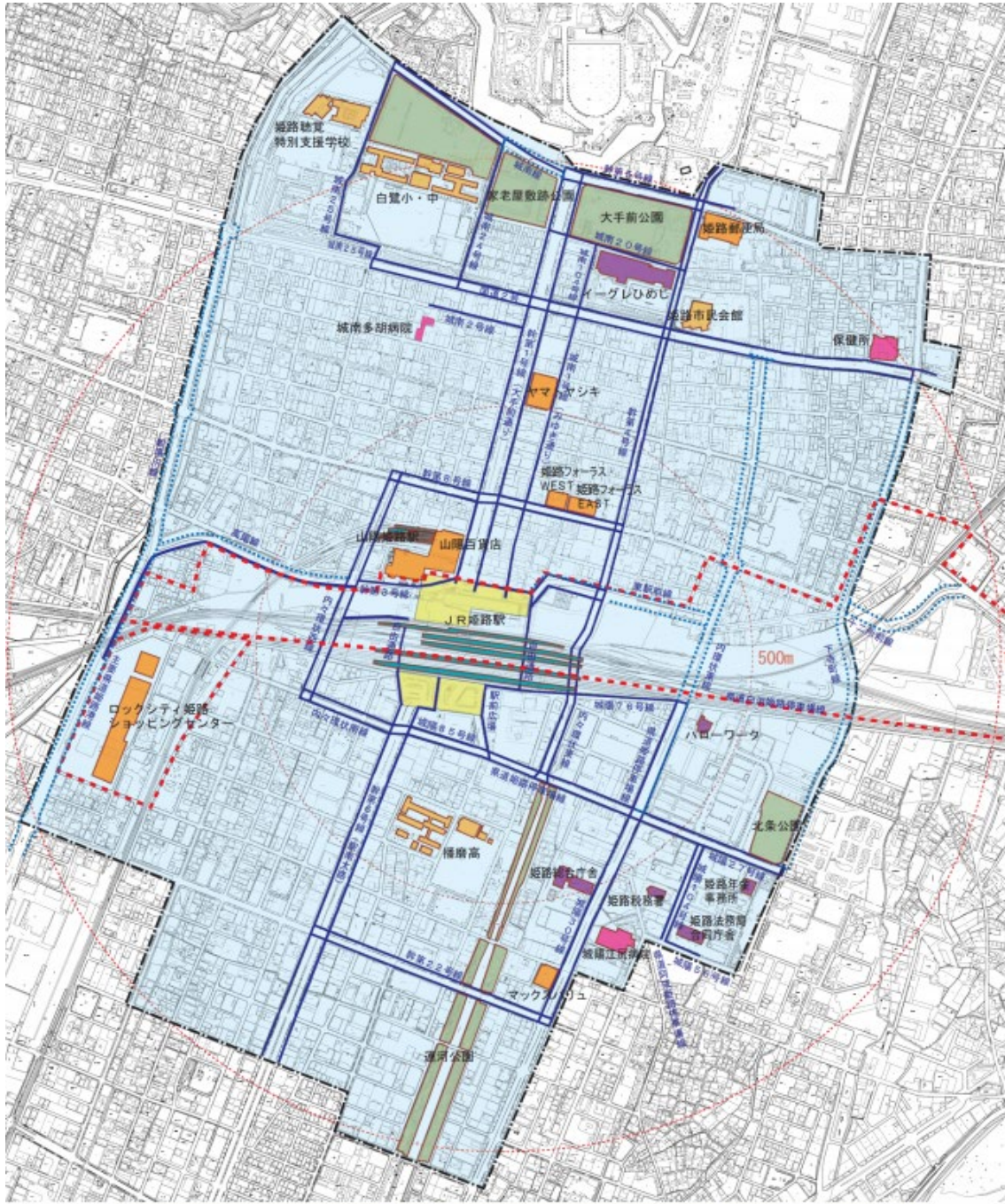


図 2-16 重点整備地区（JR 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区）

出典：姫路市バリアフリー基本構想

表 2-8 姫路市姫路駅地区のユニバーサルデザイン化に関係した計画等の経緯

時期	計画内容
昭和48年	国鉄高架化基本構想発表 ⇒ J R 山陽本線等姫路駅付近連続立体交差事業および関連事業
平成元年	高架化事業着手
平成18年ころ	富山市でのコンパクトシティ計画やまちなか賑わい広場の整備事例など ⇒ 駅前広場内に活用空間として芝生広場などを設置した交流・賑わい空間の色合いを強く意識
平成20年	駅前広場再整備事業着手
平成21年	公共交通を中心とした姫路市総合交通計画 ⇒ 歩行者や公共交通を優先した「人にやさしい交通環境づくり」
平成23年	鉄道高架化完了 姫路市バリアフリー基本構想の策定 ⇒ 総合交通計画を踏まえた整備計画
平成27年	駅前広場再整備事業完了
平成33年	土地区画整理事業完了予定

(2) 取組内容

1) トランジットモール化

分散していたバスやタクシー乗り場を集約するとともに、駅前の大手通りについては、トランジットモール化し、バス、タクシー、許可車両以外の車両の通行を禁止した。



図 2-17 姫路駅周辺のトランジットモール化概要

出典：国土交通省第9回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料より抜粋

2) 道路のユニバーサルデザイン化整備

a) 整備計画

姫路市バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区（姫路駅周辺地区）における道路の整備メニューは、下表のとおりである。

歩道の新設に加え、既設道路では、歩道の勾配の改善や有効幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロック設置などの整備を計画している。

表 2-9 道路のユニバーサルデザイン化整備メニュー

整備項目		整備状況	整備目標		
			短期 (~H27)	中期 (~H32)	長期 (H33~)
既設道路	歩道の舗装面の改善	一部 整備完了		○	
	歩道の縦断勾配の改善			○	
	歩道の横断勾配の改善			○	
	グレーチングの改良			○	
	車止め等の改良			○	
	柵・車止め等の移設・改良による歩道の有効幅員の確保			→	○
	自動車の速度抑制措置による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保			→	○
誘導ブロック	一部 整備完了		○		
障害物等	不法駐車車両の撤去		→	→	
	不法駐輪車両の撤去		→	→	
	商品・看板のはみ出しに対する指導及び撤去		→	→	
歩道の新設（駅前広場等）		一部 整備完了	○		
自由通路の新設			○		

出典：姫路市バリアフリー基本構想

b) 歩道の大幅な拡幅

トランジットモール化を行った大手通りでは、道路空間配分の見直しを行い、バリアフリー基本構想の理念である「だれもが安全で安心して快適に移動できる共生のまちづくり」を実現するため車道を縮小し、歩道の大幅な拡幅（約 18m→約 34m）を実施した。

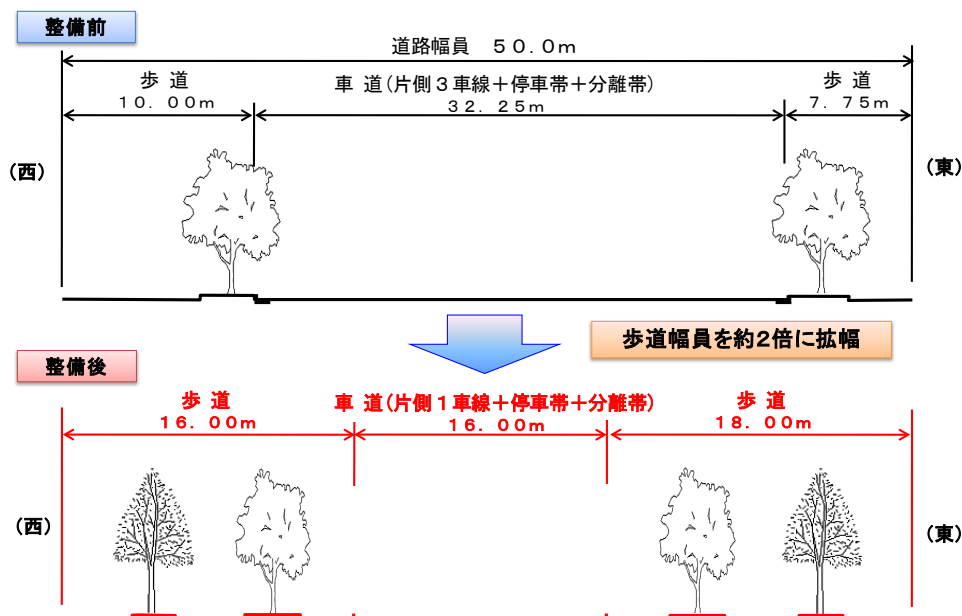


図 2-18 歩道拡幅の前後状況

出典：姫路市資料

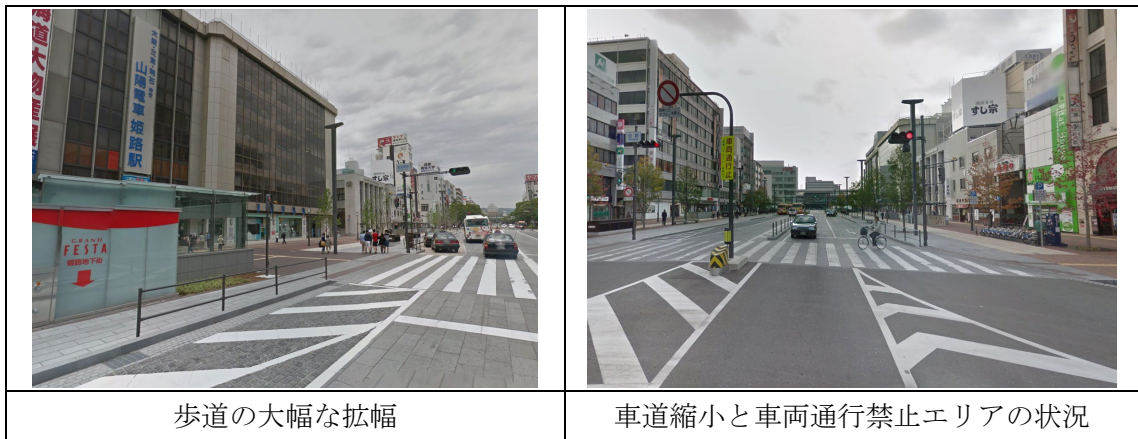


写真 2-10 歩道の大幅な拡幅状況

出典：GoogleMap

c) 無電柱化

歩道の拡幅・新設箇所では、ユニバーサルデザインに合わせて無電柱化を実施している。自歩道の整備箇所においては、広い幅員を確保していることから、地上機器を設置箇所においても、有効幅員が十分に確保されている。また、インターロッキング舗装の色調を工夫しており、景観に配慮しながら自転車と歩行者の空間配分がわかりやすい整備となっている。

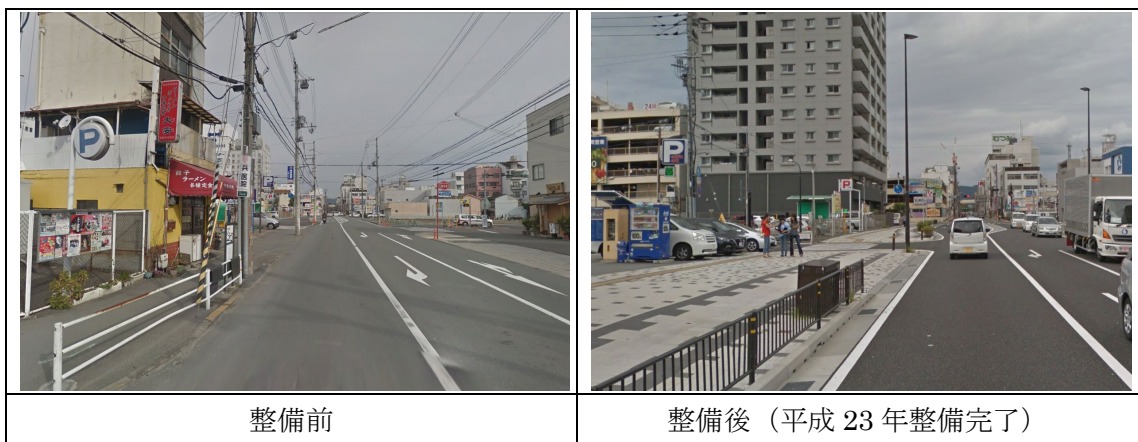


写真 2-11 無電柱化箇所（自歩道整備）の状況

(3) 効果

姫路駅前の歩行者・公共交通最優先の整備やトランジットモール化により、年々減少していた駅周辺の歩行者交通量が、劇的に増加している。

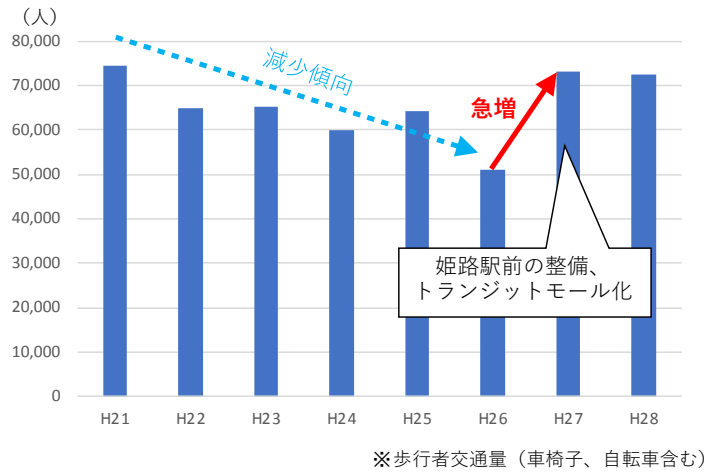


図 2-19 姫路駅周辺（主要7地点）の歩行者交通量推移

また、ユニバーサルデザイン化も踏まえた歩行空間の創出や公共交通アクセスの利便性向上により、駅周辺の賑わいに効果を及ぼしたと考えられる。

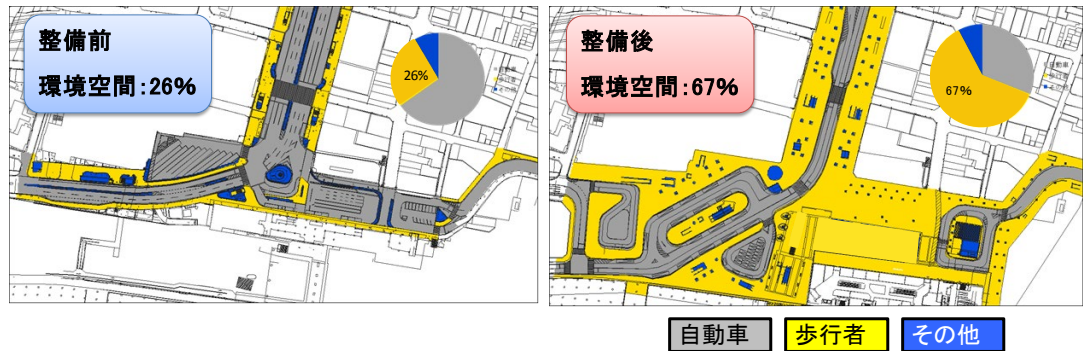


図 2-20 駅周辺整備前後の歩行空間の状況

出典：姫路市資料

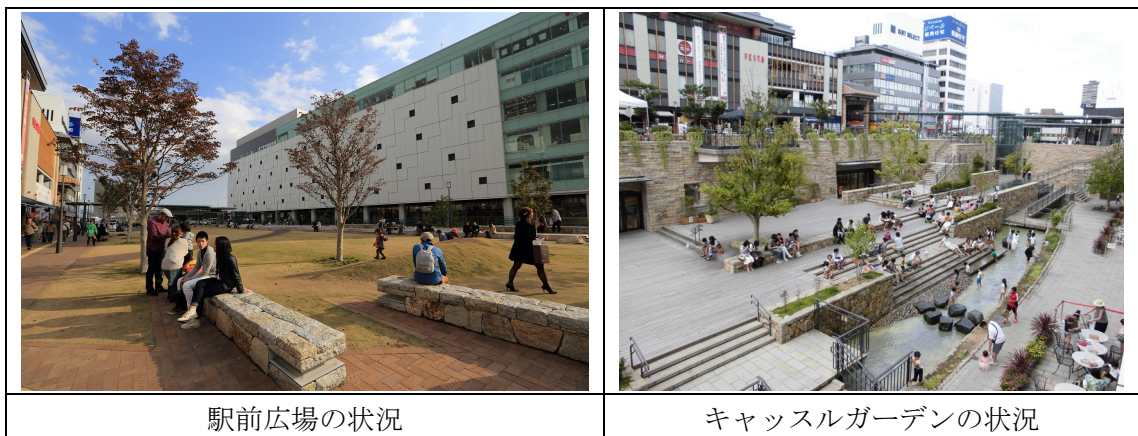


図 2-21 駅周辺の賑わいの様子

出典：姫路市資料

2.4. 松陰神社通り周辺地区におけるまちづくり施策と連携した事例（東京都世田谷区）

(1) 取組の背景、経緯

世田谷区松陰神社通りを中心とした地区では、松陰神社通り商店街の放置自転車やはみ出し看板などのマナーの徹底、歩きやすく入りやすい店づくりなどが課題であった。

そこで、平成10年度に同地区が交通バリアフリー法の施行に先駆けた総合的かつ計画的なバリアフリー化施策として取りまとめた「福祉的環境整備推進計画 バリアフリー世田谷プラン21」の推進地区に選定されたこともあり、地元商店街や自治会等が、自らワークショップを行いながら、福祉のまちづくりに関する取組みをスタートさせ、地区の特性や実現すべき基本方針を検討し、平成11年度に推進地区における整備計画を策定した。同年度より、歩道や公園出入口の段差解消や小規模店舗の入り口改善の助成などを開始させている。

整備計画では、「行政と住民とが協働でハード・ソフト両面からやさしい街づくりを実現する」ということを主眼に置いていたため、平成14年度には、世田谷区も交えた「やさしい商店街づくり推進連絡会議」が発足し、官民一体の取組み体制が構築された。

また、平成16年度には、東京都の事業である「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業」²に選定され、「元気でやさしい松陰神社通りまちづくりの会」として新たに取組みを始めることとなった。従前より、取組み体制が構築されていたこともあり、平成17年度には、松陰神社通りの工事が着手され、平成18年度末には工事が完了した。

このように、行政と住民とが時間をかけて協働で福祉のまちづくりに取組んできた経緯により、地域の実態にあった実効性も高いユニバーサルデザイン化事業が実施された。

表 2-10 松陰神社通り周辺地区のユニバーサルデザイン化に関係した計画等の経緯

時期	計画内容
平成10年度	「福祉的環境整備推進計画バリアフリー世田谷プラン21」推進地区に選定 ⇒交通バリアフリー法の施行に先駆けた総合的かつ計画的なバリアフリー化施策
平成11年度	推進地区の整備計画を策定 ⇒住民ワークショップ（地元町会、商店街、学生、障害者団体の方が参加）を行い地区の特性・実現すべき基本方針を検討 一部箇所ユニバーサルデザイン化事業の実施 ⇒道路の歩道や公園の出入口の段差解消や、小規模店舗の入り口改善工事費への助成を開始
平成14年度	「やさしい商店街づくり推進連絡会議」が発足 ⇒世田谷区（街づくり課、土木課、生活支援課、商業課）、商店街、地域住民、地元大学、障害者NPOが参加
平成15年度	やさしい商店街づくりワークショップの実施

² ユニバーサルデザインのまちづくりを都内全域に波及させるため、特定の区域において地域特性を踏まえた福祉のまちづくりに取り組む区市町村を選定し、事業経費を補助する制度

表 2-10 松陰神社通り周辺地区のユニバーサルデザイン化に関する計画等の経緯（つづき）

時期	計画内容
平成16年度	「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業」に選定 ⇒『元気でやさしい松陰神社通りまちづくりの会』結成
平成17年度	松陰神社通りのユニバーサルデザイン化工事着手
平成18年度	工事完了、セレモニーの実施

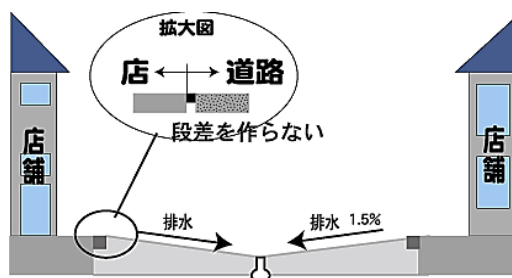
(2) 取組内容

1) 道路のユニバーサルデザイン化整備

a) 道路中央への排水施設整備

道路と店舗等との段差があるため、円滑な移動の支障となっていた。また、段差解消のため、道路の嵩上げを行うためには、道路両端への排水施設の整備や縦断勾配の擦り付けなどの課題があった。

このため、同地区では、道路の中央部に排水施設を整備し、道路中央に向かって勾配をつけることで、店舗等との段差も解消でき、コストも削減できるなど、道路現況や地域の特性を踏まえた整備を行った。



【整備前】



【整備後】



【整備前】



【整備後】

図 2-22 道路中央への排水施設整備による沿道施設との段差解消状況

出典：世田谷区提供資料

b) リーディングライン（視覚障害者誘導用ブロックの工夫）：基準外の整備

視覚障害者の円滑な移動支援のため、視覚障害者誘導用ブロックの設置が望ましいが、歩道が無く狭小な歩行スペースである道路現況を踏まえ、外側線と道路境界部の間にリーディングラインとして、JIS規格よりも幅の狭い視覚障害者誘導用ブロックを、連続的に設置した。設置に際しては、世田谷区まちづくり条例に基づく街づくり協議会に道路部会を設置し、商店街の幅の狭い歩道に合った通常より幅の狭い線状ブロック（リーディングライン）の検討を行った。検討内容としては、リーディングラインのテスト道路を作り、実際に視覚障害者や車いす使用者の意見をもらいながら改良を行った。

	
<p style="text-align: center;">整備イメージ</p> <p style="text-align: center;">出典：松陰神社通り松栄会商店街振興組合HP</p>	
	
<p style="text-align: center;">整備状況</p> <p style="text-align: center;">出典：松陰神社通り松栄会商店街振興組合HP</p>	

図 2-23 リーディングラインの整備概要

2) ソフト施策

世田谷区では、街づくり条例に基づき、地区ごとに現況等に応じた街づくり計画を策定している。松陰神社通り周辺地区を含む「区役所周辺地区 地区街づくり計画」(参考資料)では、ユニバーサルデザインへの配慮や商店街の活性化に関するルールを定めている。以下の主な項目を示す。

- ユニバーサルデザインに配慮した環境整備の実現
 - ✓ 道路整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を実現する。また、緊急車両の通行を妨げない構造とする。
 - ✓ 歩行者の通行を妨げないように、道路上には、看板、商品等を置かないようにする。
 - ✓ 松陰神社通りの埋設管を取り替える等で掘削する場合は、道路舗装を現状に復旧する。
 - ✓ 住宅等の出入口を除き、松陰神社通りに面する出入口には、段差を設けず、ドアは引き戸、または感知式自動ドアとする。
 - ✓ 地区内避難路の整備にあたっては、沿道の住民や歩行者等に配慮し、道路の形状や材質を工夫する。
- 用途の制限
 - ✓ 松陰神社通りに面する1階部分を住宅、共同住宅その他これらに類する用途に供するもの。ただし、住宅等の出入口はこの限りでない。

(3) 効果

ベビーカーや車いす使用者の方が道路から段差なく店舗に出入りでき、商店街に来やすくなったと好評で、最近では子供連れなど若い世代の来訪者も増加しているということである(商店街振興組合理事長佐藤勝氏へのヒアリングによる(H29.1))。

(4) 参考資料

表 2-11 区役所周辺地区地区街づくり計画

地区の概要														
名称	区役所周辺地区地区街づくり計画													
位置	若林一丁目、若林二丁目、若林三丁目、若林四丁目、若林五丁目、世田谷一丁目、世田谷三丁目、世田谷四丁目、上馬五丁目、三軒茶屋二丁目、梅丘二丁目、梅丘三丁目及び豪徳寺二丁目各地内													
面積	約123.8ha													
目 標														
<p>「逃げないで済む防災街づくり」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広域避難場所周辺の市街地の不燃化を進め、十分な安全性を備えた広域避難場所と災害に強い市街地を形成していく。 2. 多様な世代の人々が暮らしやすく、文教の地にふさわしい生涯学習を享受し、四季が感じられる緑豊かで調和のとれた街づくりを進める。 3. 日常の利便性が確保され、安心して往来ができる街を目指す。 4. 日頃から協力しあい、非常時に互いに助け合えるように、ふだんからマナーを守り、コミュニケーションを高め、街づくりを進める。 5. 地域コミュニティの核である商店街のユニバーサルデザインに配慮した環境を整備し、誰もが安心して歩き、利用できる商店街づくりを進める。 														
方 針														
街づくり (土地利用)	1. 災害時の周辺火災による広域避難場所への輻射熱を低減させ、かつ災害に強い市街地形成と良好な住宅地の保全、及び地区内避難路を確保します。 2. 幹線道路沿道の商業・業務機能と内部住宅地との調和を図ります。													
①家づくり	建物の不燃化の推進、及び延焼を抑制するため建て結まりを防ぎ、災害に強い市街地形成に寄与していきます。 また、良好な住宅地を保全するため、建物の高さ及び建物利用を誘導します。													
②緑づくり	地域に残る樹木の保全、及び家の新築、増改築、道路の整備等にあわせて緑化を進めていきます。													
③道づくり	災害時には避難路や延焼を防ぐ道路として、日常では安心して往来できる道路として、適切な幅員の道路を確保します。													
④商店街づくり	商店街は、快適で楽しく安全な買い物環境を維持し地域住民に提供していきます。 また、建物や色彩に配慮し、地域の歴史的景観と一体となった魅力ある商店街の美観形成を進めます。													
⑤広域避難場所	災害時に避難上有効な空気を確保し、建物利用においては火災による熱の影響を抑えることのできる構造及び配置で、周辺市街地の住環境と調和したものとします。その際、避難の妨げとならないように、塀などを設けず開放性のある外構とし、スムーズに移動ができるよう建物を配置し、広域避難場所としての機能を維持します。													
整備計画														
地区の区分	広域避難場所地区	世田谷区役所周辺地区 広域避難場所外周				世田谷線沿線		若林3・4丁目地区					その他の地区	
		A地区	B地区	C地区	D地区	A地区	B地区	商業 A地区	商業 B地区	住宅 A地区	住宅 B地区	住宅 C地区		
土地利用	建築物の遮蔽率の最高限度	5000㎡以上の敷地では40% (角地緩和はしない)。												
	建築物の容積率の最高限度	-									150% (180%)(※1)		-	
	高度地区	-											第1種 (第2種) (※1)	-
	日影規制	-											4-2. 5、1. 5m (3-2. 4m) (※1)	-
特 記	(※1)若林3・4丁目地区の()内の数値は、若林3・4丁目地区防災街区整備地区計画における地区防災施設沿道で、敷地が地区防災施設に接する、あるいは、敷地内に地区防災施設がある敷地について、容積率等の算定において、地区防災施設にかかる部分の面積を敷地面積等に算入しないもの等とする場合。													

出典：世田谷区ホームページ http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00123694_d/fil/machidukuri44.pdf

表 2-11 区役所周辺地区地区街づくり計画（つづき）

家づくり	建築物等の用途の制限	1住戸の専用面積が18㎡未満の住宅は、建築しない。										
		従前建築物の用途から変更がないものを除き、次に掲げるものは建築しない。 ①学校、図書館その他これらに類するもの。 ② 巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要なもの。 ③ ①、②に掲げるものに附属するもの。	—	次に掲げるものは建築しない。 ①マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの。 ②カラオケボックス、ゲームセンターその他これらに類するもの。	従前建築物の用途から変更がないものを除き、次に掲げるものは建築しない。 ①地区内避難路(松陰神社通り)に面する1階部分を住宅、共同住宅その他これらに類する用途に供するもの。ただし、住宅等の出入口はこの限りでない。 ②①に掲げるものに附属するもの。	次に掲げるものは建築しない。 ①マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの。 ②カラオケボックス、ゲームセンターその他これらに類するもの。	従前建築物の用途から変更がないものを除き、次に掲げるものは建築しない。 ①地区内避難路(松陰神社通り)に面する1階部分を住宅、共同住宅その他これらに類する用途に供するもの。ただし、住宅等の出入口はこの限りでない。 ②①に掲げるものに附属するもの。	—	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項各号に該当する営業の用に供するものは建築しない。	従前建築物の用途から変更がないものを除き、次に掲げるものは建築しない。 ①地区内避難路(松陰神社通り)に面する1階部分を住宅、共同住宅その他これらに類する用途に供するもの。ただし、住宅等の出入口はこの限りでない。 ②①に掲げるものに附属するもの。	—	兼用住宅で1/2かつ50㎡を超える店舗、大学等の大規模な施設は建築しない。
		5000㎡以上の敷地で6割の空地部分に駐車場は設置しない。	—									
	建物の構造	耐火建築物あるいは準耐火建築物とする。		地区内避難路沿道もしくは都市計画道路沿道では、耐火建築物あるいは準耐火建築物または、外壁及び軒裏を防火構造とする建築物とする。			—	広域避難場所外周120mの区域では、耐火建築物あるいは準耐火建築物とする。それ以外の区域における地区内避難路沿道では、耐火建築物あるいは準耐火建築物または、外壁及び軒裏を防火構造とする建築物とする。	地区内避難路沿道では、耐火建築物あるいは準耐火建築物とする。また、外壁及び軒裏を防火構造とする建築物とする。	広域避難場所外周120mの区域では、耐火建築物あるいは準耐火建築物とする。また、外壁及び軒裏を防火構造とする建築物とする。	地区内避難路沿道もしくは都市計画道路沿道では、耐火建築物あるいは準耐火建築物または、外壁及び軒裏を防火構造とする建築物とする。	
	敷地面積の最低限度	70㎡	—	70㎡	50㎡	70㎡	—	広域避難場所外周120mの区域では50㎡	—	100㎡	—	

出典：世田谷区ホームページ

表 2-11 区役所周辺地区地区街づくり計画（つづき）

壁面の位置	建築物の外壁又はこれに代わる柱から隣地境界線までの距離は、商業地域・近隣商業地域を除き下記のとおりとする。										—		
	出窓や軒、その他これらに類するものを含めず、500㎡未満の敷地にあつては、50cm以上 500㎡以上の敷地にあつては、1m以上			—	出窓や軒、その他これらに類するものを含めず500㎡未満の敷地にあつては、50cm以上 500㎡以上の敷地にあつては、1m以上			—	①出窓や軒、その他これらに類するものを含め50cm以上 ②広域避難場所外周120mの区域の500㎡以上の敷地にあつては、出窓や軒、その他これらに類するものを含めず、1m以上			出窓や軒、その他これらに類するものを含め50cm以上	①出窓や軒、その他これらに類するものを含め50cm以上 ②広域避難場所外周120mの区域の500㎡以上の敷地にあつては、出窓や軒、その他これらに類するものを含めず、1m以上
建築物の高さの最高限度	25m ただし、5000㎡以上の敷地で駐車場を含まない空地が6割以上あつて、地域の防災機能に貢献するものは45m		—	25m			—	広域避難場所外周120mの区域では、25m			—	—	
建築物の高さの最低限度	5m ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 ①建築面積の2分の1未満の部分 ②増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの ③平屋建ての附属建築物(建築物に附属する門又は塀を含む)						—	広域避難場所外周120mの区域では5m ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 ①建築面積の2分の1未満の部分 ②増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの ③平屋建ての附属建築物(建築物に附属する門又は塀を含む)			—	広域避難場所外周120mの区域では5m ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 ①建築面積の2分の1未満の部分 ②増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの ③平屋建ての附属建築物(建築物に附属する門又は塀を含む)	—

出典：世田谷区ホームページ

表 2-11 区役所周辺地区地区街づくり計画（つづき）

建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調とし、周辺の環境と調和したものとする。 ネオン等を含め屋外広告物は、地区の良好な美観・風致を著しく優すものは避けるものとする。また、腐朽、腐食、破損しやすい材料を使用したものは設置しない。		車庫で2階以上の部分については、適切な配置を行なうとともに遮音壁等を設置し、周辺環境に配慮する。	—
	—			
垣又はさくの構造	道路及び公園、公共空地に面してコンクリートブロック塀を築造する場合、高さを60cm以下とする。			
	5000㎡以上の敷地では、避難上有効な空地に通ずる場所にコンクリートブロック塀等は設置してはならない。	—		
駐輪場、ごみ置き場の設置	共同住宅を建築する場合は、計画戸数以上の駐車台数を備えた駐輪場を設ける。 ごみ置き場の設置内容は清掃事務所と協議する。 地区内避難路（松陰神社通り）に面する建て替え等においては、敷地内に駐輪スペースを設ける。			
緑づくり	樹木の保全	地区内の樹木は、景観形成や延焼遮断帯の役割から見直し、保全を図る。		
	公共施設等の緑化	公共施設や大規模施設等では、「みどりの基本条例」に基づき、緑化を進める。 2. 5m以上の歩道を有する公道については、道路整備にあわせて防災上有効な植栽をする。		
	緑化（生け垣化）（屋上緑化）	住宅や駐車場の道路側はできる限り緑化（生け垣化）を図る。また、新築する建築物については、屋上緑化も促進する。		
	防災緑地の確保	日常的に地域住民の潤いとなり、防災上も有効な緑を確保する。	—	

出典：世田谷区ホームページ

表 2-11 区役所周辺地区地区街づくり計画（つづき）

街づくり	地区内避難路の確保	整備計画図に示す地区内避難路については、広域避難場所へつながる6mの避難路として整備を図り、門や塀等を含め建築物の位置を道路の中心線から3m以上後退する。					
	住環境整備路線の整備	整備計画図に示す住環境整備路線については、延焼を抑止するために、外壁の位置を道路の中心線から3m以上後退する。					
	狭あい道路の整備	狭あい道路については、建て替えにあわせて道路の中心から2mまで門や塀等を後退し、平常時の消防活動に支障をきたさないように整備する。					
	隅切りの整備	地区内避難路と6m未満の道路、及び地区内避難路同士が交わる角地では、その角を頂点とする長さ2mの底辺を持つ二等辺三角形の部分を道路状に整備する。(※2)	地区内避難路と地区内避難路が交わる角地では、その角を頂点とする長さ2mの二辺を持つ二等辺三角形の部分を道路状に整備する。 地区内避難路と6m未満の道路が交わる角地では、その角を頂点とする長さ2mの底辺を持つ二等辺三角形の部分を道路状に整備する。(※2)	地区内避難路と6m未満の道路、及び地区内避難路同士が交わる角地では、その角を頂点とする長さ2mの底辺を持つ二等辺三角形の部分を道路状に整備する。(※2)			
道路状に整備する部分には、建築物や工作物を設けない。							
行き止まり道路の整備	建替え時にあわせた移転・共同化や、広場等を活用して2方向避難のできる通り抜け路として整備し、災害時の安全性向上を図る。						
ユニバーサルデザインに配慮した環境整備の実現	地区内避難路の整備にあたっては、沿道の住民や歩行者等に配慮し、道路の形状や材質を工夫する。 道路整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を実現する。また、緊急車両の通行を妨げない構造とする。 歩行者の通行を妨げないよう、道路上には、看板、商品等を置かないようにする。						
	—	地区内避難路(松陰神社通り)の埋設管を取り替える等では、道路舗装を原状に復旧する。	—	地区内避難路(松陰神社通り)の埋設管を取り替える等では、道路舗装を原状に復旧する。	—	地区内避難路(松陰神社通り)の埋設管を取り替える等では、道路舗装を原状に復旧する。	—
	—	住宅等の出入口を除き、地区内避難路(松陰神社通り)に面する出入口には、段差を設けず、ドアは引き戸、または感知式自動ドアとする。	—	住宅等の出入口を除き、地区内避難路(松陰神社通り)に面する出入口には、段差を設けず、ドアは引き戸、または感知式自動ドアとする。	—	住宅等の出入口を除き、地区内避難路(松陰神社通り)に面する出入口には、段差を設けず、ドアは引き戸、または感知式自動ドアとする。	—
特記	(※2)歩道が整備されている場合及び、隅角が120度以上の場合を除く。						

出典：世田谷区ホームページ

2.5. 子育て支援施策と連携した事例（大阪府大東市）

(1) 取組の背景、経緯

大東市では、「大東市交通バリアフリー基本構想」を平成16年3月に策定し、公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化を推進してきた。平成18年にバリアフリー法が施行され、また高齢化の進行や生活に関連する施設の新設など、本市をとりまく状況も変わりつつあり、バリアフリー整備を更に進めるため、バリアフリー法に基づいた平成26年12月「大東市バリアフリー基本構想」を策定した。大東市は、市内にある3駅（住道駅、野崎駅、四条畷駅）周辺地区を全て重点整備地区に設定している。

住道駅、野崎駅周辺地区では、子育て支援センターを生活関連施設とし、駅から施設までを生活関連経路に設定している。

大東市では、「大東市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年4月策定）には、道路等のバリアフリーに関するニーズがあることから、安心して外出等ができる環境整備の取り組みとして道路のバリアフリー化が明記されるなど、子育て支援の観点からもバリアフリー化が進められている。

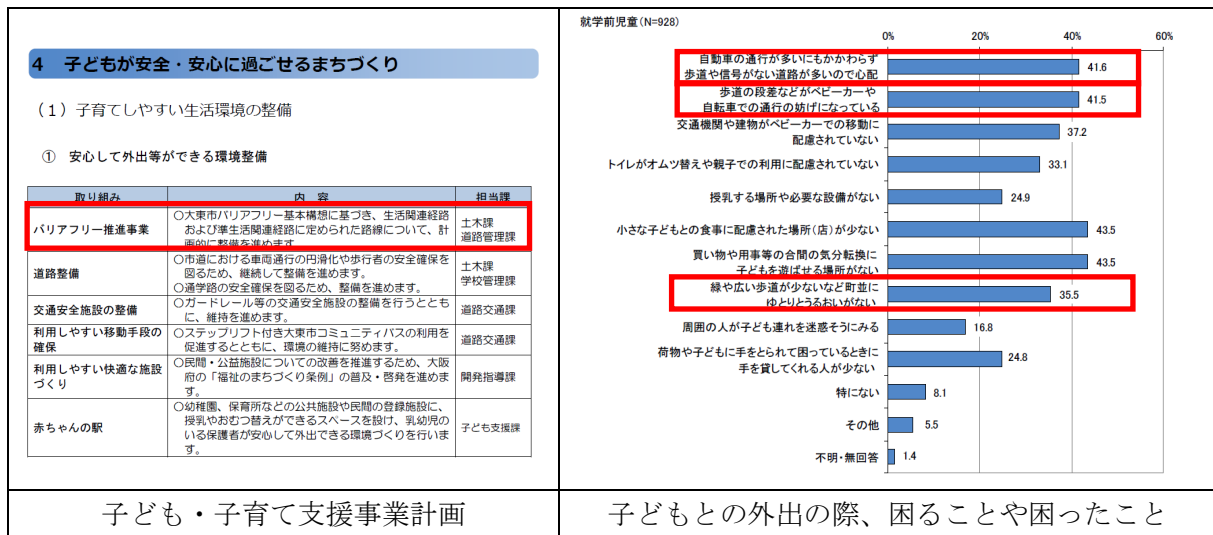


図 2-24 道路のバリアフリー化が明記された計画と道路へのニーズ

出典：大東市子ども・子育て支援事業計画

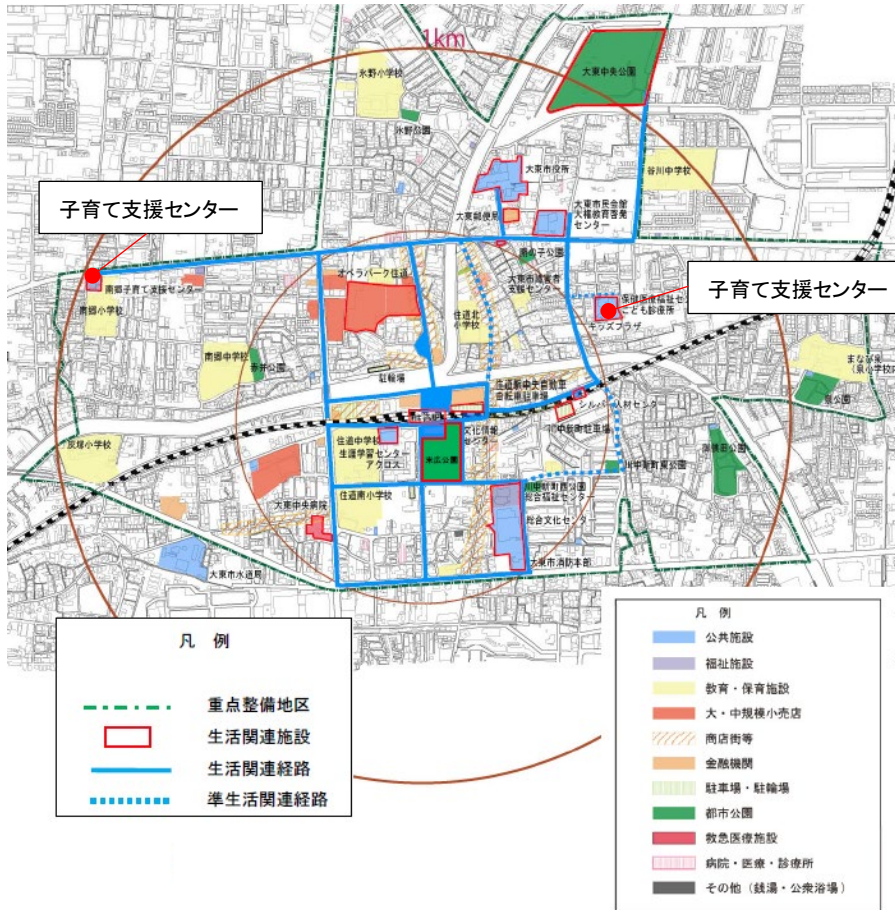


図 2-25 重点整備地区と生活関連経路及び生活関連施設（住道駅周辺地区）

出典：大東市バリアフリー基本構想

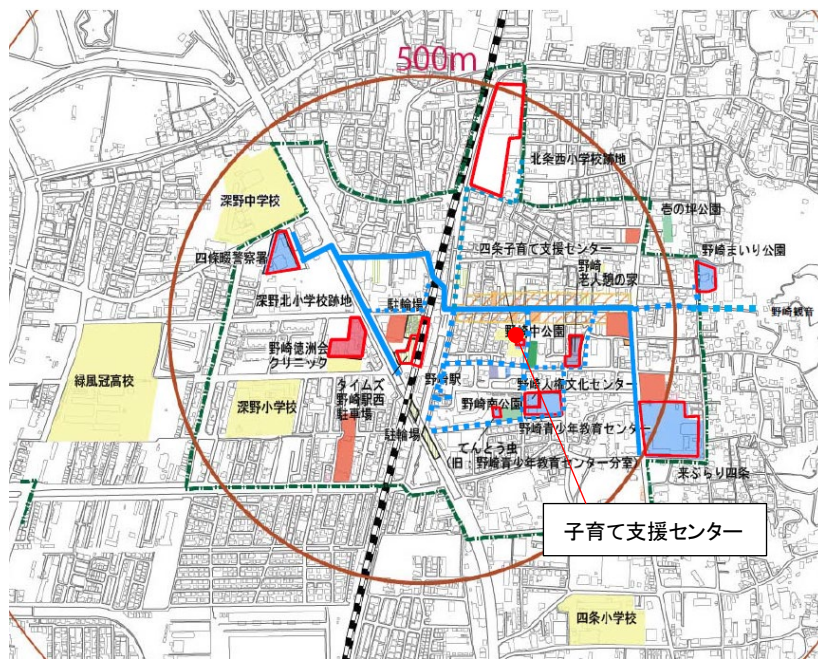


図 2-26 重点整備地区と生活関連経路及び生活関連施設（野崎駅周辺地区）

出典：大東市バリアフリー基本構想

(2) 取組内容

1) 道路のユニバーサルデザイン化

大東市では、生活関連経路と準生活関連経路を設定し、生活関連施設間の道路のユニバーサルデザイン化を図っている。

準生活関連経路では、道路移動等円滑化基準への適合は困難であるが、路肩のカラー舗装化や歩行空間にある目の粗いグレーチングの改善等の実施している。

生活関連経路	<p>旅客施設や生活関連施設を相互に結ぶ経路で特にバリアフリー化を図る必要のある経路。 生活関連経路は、施設間の移動のしやすさを高め、重点整備地区内のネットワークが形成されるよう配慮して設定。 生活関連経路に設定した経路では、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」に基づき整備を行う。</p>
準生活関連経路	<p>生活関連経路の考え方に基づき設定した経路のうち、地形等により勾配や幅員等、道路移動等円滑化基準への適合が困難であるが、可能な限りバリアフリー化を進める経路を、生活関連経路に準ずるものとして準生活関連経路に設定。準生活関連経路に設定した経路は、歩行者の安全対策（路肩のカラー化、歩車分離等）を実施する。</p>

<p>生活関連経路</p> 	<p>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</p> 
整備前	整備後
<p>準生活関連経路</p> 	<p>路側帯のカラー舗装化</p> 
整備前	整備後

図 2-27 野崎駅周辺地区のバリアフリー化の状況

出典：大東市資料

2) バリアフリーマップの提供

高齢者や障害のある方、子育て世帯が安心して外出できるよう、駅や市役所周辺施設の公共施設、大規模民間施設のバリアフリー設備情報（授乳室やおむつ交換台付トイレ等子育て支援設備情報を含む）を取りまとめたバリアフリーマップを作成し、ホームページで公表している。

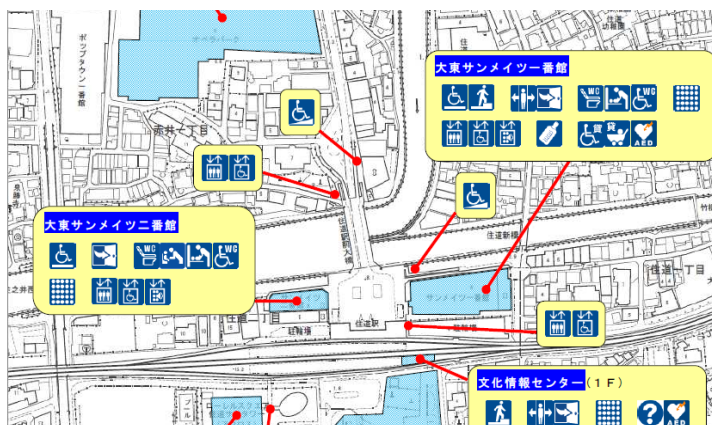


図 2-28 バリアフリーマップ

出典：大東市資料

(3) 効果

大東市内にある子育て支援センターのうち、利用者へアンケート調査を行った南郷子育て支援センター及びキッズプラザでは、利用者の利用頻度が高まっている。

平成 28 年度のアンケート調査では、週 1 日以上利用すると答えた人は、全体の 7 割以上で、月 1 日以上利用すると答えた人は、全体の 9 割を超えており、施設への利用しやすい環境整備が寄与していると考えられる。

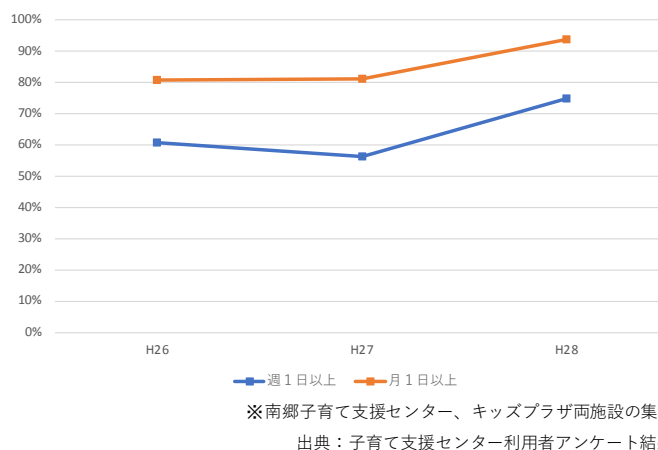


図 2-29 アンケート結果による子育て支援施設への利用頻度推移